職員の再就職等
に関するガイドライン

～ 千代田区の退職管理制度について ～

令和8年5月改訂版

千代田区政策経営部人事課

目 次

はじめに …… 2

再就職規制のポイント …… 3

第１章　再就職に係る規制

１　再就職者による働きかけの規制 …… 5

２　再就職のあっせん等の規制 …… 10

３　求職活動の規制 …… 13

第２章　再就職に係る手続

１　再就職のあっせん等の承認

（１）民間団体等への人材情報提供 …… 19

（２）区政推進団体への人材推薦 …… 21

２　求職活動の承認 …… 23

３　再就職状況の届出・公表 …… 26

第３章　その他

１　千代田区退職管理委員会 …… 28

２　退職管理に関する様式・記入例 …… 30

３　退職管理に関する法令 …… 55

はじめに

地方公務員の再就職に関するルールについては、地方公務員法では大枠を定めるにとどめ、各地方公共団体が具体的にどのような再就職規制を実施するかは、地方公共団体毎の自主的な判断に委ねられています。

千代田区では、地方公務員法や、新たに制定した「職員の退職管理に関する条例」等に基づき、平成 28 年４月から「再就職者による働きかけの規制」及び「再就職者からの再就職状況の届出」など、職員の再就職に関する規制を実施してきました。

今般、国家公務員を含む公務員全般の再就職に関する社会的な関心の高まりを受け、地方公共団体としては独自に、平成 30 年９月から「再就職のあっせん等」及び「求職活動」に関する規制を導入することとしました。

これによって、職員の離職の前後を通じた再就職過程全体にわたって、その適正を確保するために千代田区の任命権者が携わる仕組みが整いました。

千代田区の新制度は、職員の一定の再就職活動を制限するという視点のみならず、千代田区を離職した職員が、行政の知識経験を有する有為な人材として地域社会で活躍していけるよう、人材の有効活用という視点にも配慮したものとなっています。

本ガイドラインは、千代田区における職員の再就職の仕組みについて、職員や区民・営利企業等の皆様に分かりやすくお示しし、制度の透明性を確保するために定めるものです。

このような取組を通じて、職員の再就職に際しての公務の公正性を確保するとともに、職員個々人が「全体の奉仕者」としての規範意識や、区の外郭団体を含めた公的組織全体のガバナンスを高めることにより、区と区民との信頼関係をより強固なものにし、職員が誇りと気概をもって職務にまい進していくことができる環境が醸成されることを望みます。

本ガイドラインにより、職員は千代田区の再就職に関する規制内容の正確な理解に努めてください。

また、区民・営利企業等の皆様は、千代田区の再就職規制に関する取組にご理解とご協力をお願いいたします。

再就職規制のポイント

再就職者による働きかけの規制

再就職者は、職員に対して、職務上の行為をするように又はしないように、要求又は依頼を行ってはいけません。

再就職のあっせん等の規制

職員は、他の職員や元職員の再就職をあっせん等してはいけません。

求職活動の規制

管理職・元管理職である職員や元職員は、職務と利害関係のある民間団体等へ求職活動をしてはいけません。

再就職状況の届出・公表

管理職・元管理職である職員や元職員が再就職をする場合は、区に再就職状況を届け出る必要があります。

また、再就職状況は、毎年度公表されます。

※ 上記の再就職規制については、それぞれ適用除外される場合があります。

詳細は、次ページ以降の解説を確認してください。

第１章　再就職に係る規制

1　再就職者による働きかけの規制

（１）規制の内容

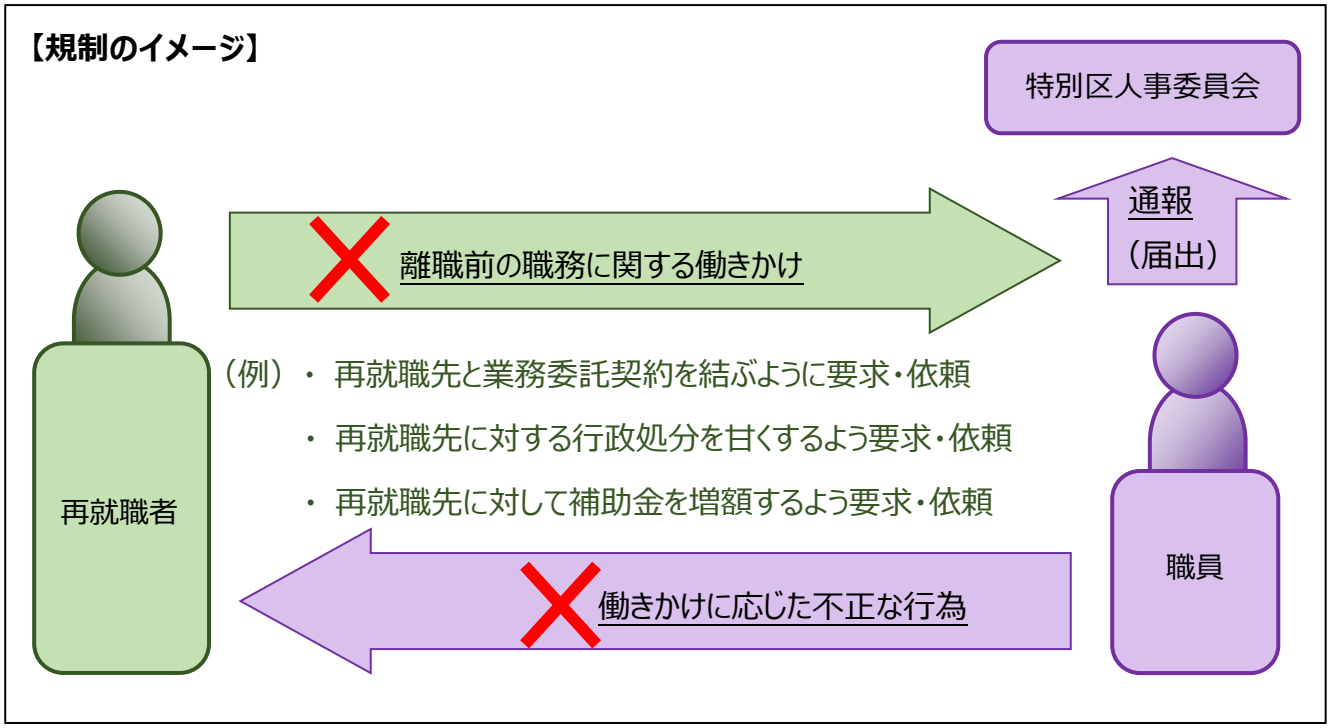

ア　すべての再就職者（※1）**への規制**

離職後２年間、**離職前５年間に在職していた組織**（区長部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局又は区議会事務局をいう）**の職員**に対し、再就職先（※2）又はその子法人（※3）と区との間の**契約等事務**（※4）のうち、**離職前５年間の職務に関して、職務上の行為**をする（しない）ように、**要求又は依頼**すること（＝働きかけ）が**禁止**されます。

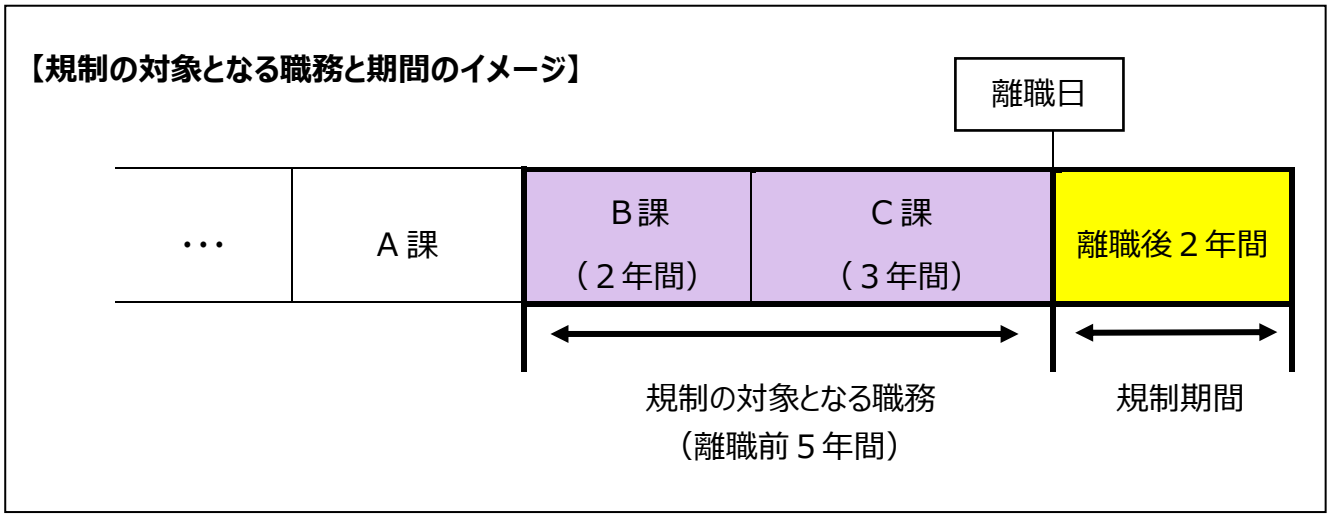

用語の説明　　※用語の意味は、本ガイドライン全体を通して同様となります。

※1「**再就職者**」

区を離職した一般職のすべての職員をいいます。（ただし、臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（定年前再任用又は暫定再任用の短時間勤務の職を占める職員を除く）を除く）

※2「**再就職先**」

職員が再就職した、営利企業を営む団体・個人及び営利企業以外の法人をいいます。（ただし、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く）

※3「**子法人**」

営利企業を営む団体・個人及び営利企業以外の法人が株主等の議決権の過半数を保有する法人をいいます。（営利企業等やその子法人に、同様に議決権を保有される法人も、子法人とみなされます）

※4「**契約等事務**」

次に関する事務をいいます。

・ 再就職先又はその子法人と区との間で締結される契約

・ 再就職先又はその子法人に対する処分

イ　管理職であった再就職者への規制

上記アに加え、**管理職であった再就職者**は、再就職先又はその子法人と区との間の契約等事務であって、**離職前５年より前に管理職に就いていた時の職務**に関しても、在職していた組織の職員に働きかけることが、**離職後２年間禁止**されます。

【規制の対象となる職務と期間のイメージ】

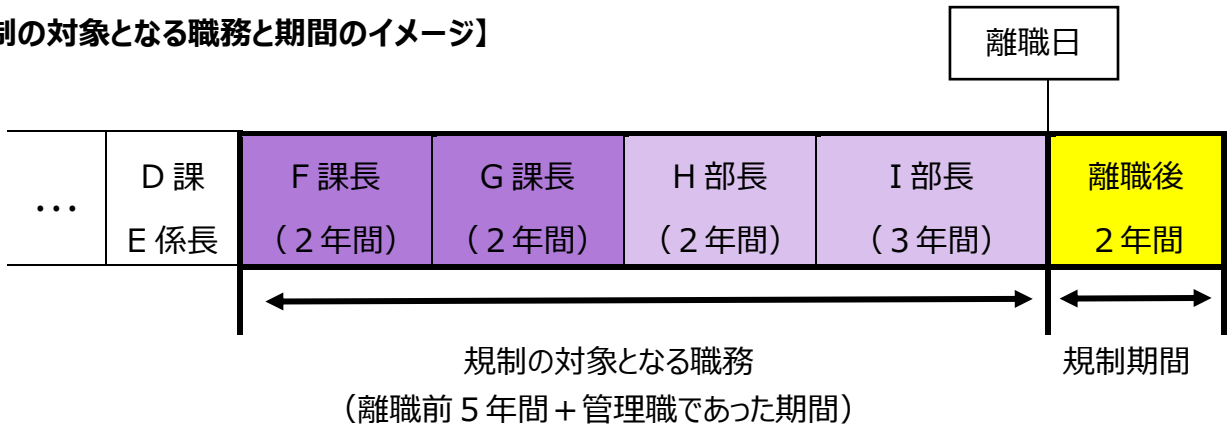

ウ　再就職者が自ら決定した契約等事務への規制

上記ア、イに加え、再就職者が、**在職中に自らが決定（最終決裁）**した再就職先又はその子法人と区との間の契約等事務に関しても、在職していた組織の職員に働きかけることが、**期限を定めず禁止**されます。

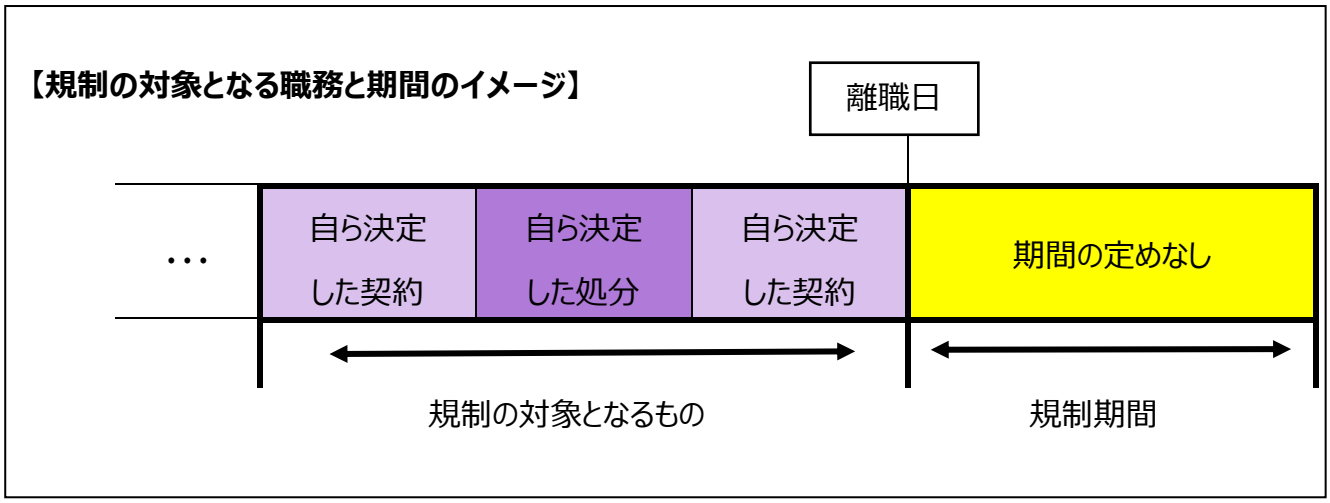

（２）規制が適用除外される場合

① 行政庁の指定、登録、委託等を受けて、試験、検査、検定、委託業務等を遂行するため必要な場合

② 「公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例」に規定する法人（具体的な法人名は、22ページ「千代田区職員の派遣対象団体」参照）、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、中期目標管理法人、国立研究開発法人が行う業務を行うために必要な場合

③ 法令や契約に基づく権利を行使したり、義務を履行する場合

④ 行政処分により課された義務を履行する場合

⑤ 法令違反の事実の是正のための処分がなされていないと思料するときに処分を求める場合

⑥ 法令に基づく申請又は届出を行う場合

⑦ 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合

⑧ 法令又は慣行により公開される（公開が予定される）情報の提供を求める場合（公開予定の情報を予定日より前に提供するよう求める場合を除く）

⑨ 電気、ガス、水道、NHK 放送に関する契約等、職員の裁量の余地が少ない職務に関するものであると任命権者が承認する場合（承認を求める再就職者は、「再就職者による依頼等の承認申請書」（31ページ参照）を政策経営部人事課人事係（教育職員は子ども部指導課）に提出してください）

（３）規制違反への対応

ア　手続

再就職者から**働きかけを受けた職員**は、**以下のとおり届出**を行う必要があります。

① 働きかけを受けたと思われる場合は、**直ちに政策経営部人事課人事係に連絡**してください。

【連絡先】

電話：03-5211-4149（外線）

2241･2242（内線）

メールアドレス：jinji@city.chiyoda.lg.jp

② その後、下記の様式を記載の上、**特別区人事委員会事務局公平課に届け出**てください。

【届出書類】

「再就職者から依頼等を受けた場合の届出」（37 ページ参照）

【提出先】

所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号　東京区政会館 16 階

電話：03-5210-9804

イ　罰則等

規制違反を行った再就職者や職員には、以下の罰則等が科されます。

再就職者		働きかけを受けた**職員**	
働きかけを行った場合	**10 万円以下の過料**	**人事委員会への届出を行わなかった**場合	**懲戒処分**の対象
不正な行為を行うよう**働きかけ**を行った場合	**１年以下の拘禁刑**又は**50 万円以下の罰金**	不正な行為を行うよう働きかけを受け、これに応じ**不正な行為を行った**場合	**１年以下の拘禁刑**又は**50 万円以下の罰金** **懲戒処分**の対象

（４）再就職者による働きかけの規制に係るＱ＆Ａ

Ｑ１　働きかけが規制されるのは、職員に不正な行為を求めるものだけですか？

Ａ１　不正な行為を求めるものだけでなく、区と再就職先の間の契約や処分に関して、職員に職務上の行為を行うよう・行わないように働きかけることが禁止されます。

Ｑ２　区の指定管理者や外郭団体への再就職者も、職員への働きかけが規制されますか？

Ａ２　区の指定管理者への再就職者は、当該指定管理業務に関するものについて、また、「公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例」に規定する法人等への再就職者は、当該団体が行う業務に関するものについて、職員への働きかけは規制されません。

Ｑ３　既に締結済みの契約履行に係る代金を請求したり、一区民・一事業者として、法律・条例に基づく補助金・手当を区に申請する場合も、規制されますか？

Ａ３　法律・条例や契約に基づき、権利を行使したり、申請・届出を行う場合は、働きかけは規制されません。

2　再就職のあっせん等の規制

（１）規制の内容

職員（※5）が、**民間団体等**（※6）に対し、**他の職員又は元職員**のため、次の行為を行うことを禁止

① 当該民間団体等（その子法人含む）の**地位**（※7）**に離職後就かせることを目的**として、

・ 他の職員又は元職員に関する**情報を提供**すること

・ 地位に関する**情報提供を依頼**すること

② 当該民間団体等（その子法人含む）の**地位に離職後就かせるよう要求・依頼**すること

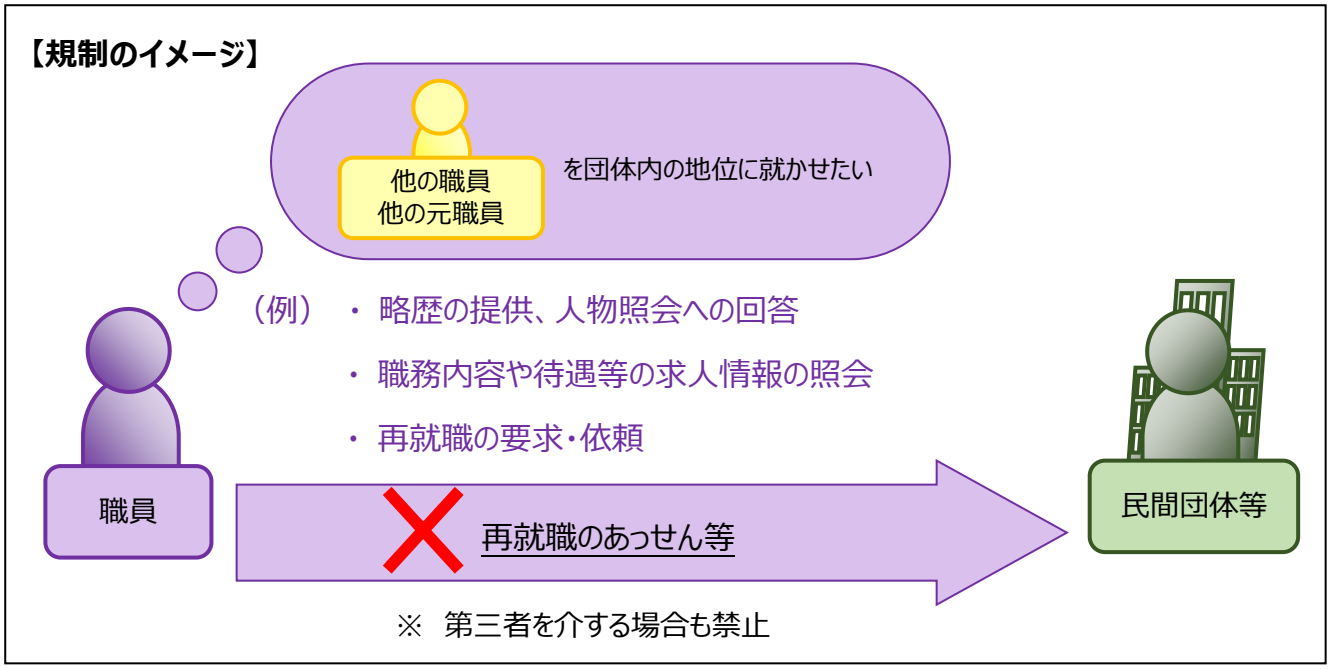

用語の説明

※5「**職員**」

一般職のすべての職員をいいます。（ただし、臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（定年前再任用又は暫定再任用の短時間勤務の職を占める職員を除く）を除く）

※6「**民間団体等**」

営利企業を営む団体・個人及び営利企業以外の法人をいいます。（ただし、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人を除く）

※7「**地位**」

常勤・非常勤、有償・無償、雇用契約の有無に関わらず、民間団体等内のすべての地位が対象となります。

（２）規制が適用除外される場合

あらかじめ**千代田区退職管理委員会に諮問・答申**の上、**任命権者が承認した再就職のあっせん等を行う場合**は、規制されません。（詳細は、19～22 ページ参照）

※　その他、次に掲げる場合も、再就職のあっせん等は規制されません。

①区政推進団体（21～22 ページ参照）に対し、他の職員又は元職員に関する情報を提供したり、地位に関する情報提供を依頼する場合、②上記の事務を行うために、民間団体等に対し、地位に関する情報提供を依頼する場合、③職業安定法その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合、④退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合

（３）規制違反への対応

規制違反を行った職員には、以下の罰則等が科されます。

再就職のあっせん等を行った場合	**懲戒処分**の対象
不正な行為を行うことの見返りとして、他の職員又は元職員の**再就職を要求・約束**した場合	**３年以下の拘禁刑**

（４）再就職のあっせん等の規制に係るＱ＆Ａ

Ｑ１　再就職のあっせん等を行うことが規制されるのは、人事担当の職員だけですか？

Ａ１　人事担当の職員だけでなく、すべての現職の職員が規制対象となります。

Ｑ２　事業者や区民から、「区を退職する職員や既に退職した元職員を、自社の社員や役員としたいので、紹介してほしい」と依頼があった場合、それに応えることも規制の対象となりますか？

Ａ２　規制の対象となるため、実施には任命権者の承認が必要となります。各課では直接再就職のあっせん等を行わず、事業者や区民には、窓口である政策経営部人事課人事係を案内し

てください。

Q３　元職員や民間人、業界団体を通じて、再就職のあっせん等を行うことも、規制の対象となりますか？

A３　職員が、再就職のあっせん等のため、第三者である元職員や民間人を利用していると認められる場合や、業界団体と再就職先が同一視できるような場合には、規制の対象となります。

Q４　団体内で実質的な権限を有しない名誉職の顧問・相談役や、無報酬のアドバイザー等に、職員が他の職員・元職員を推薦する場合も、規制の対象となりますか？

A４　権限や報酬の有無、役職名に関わらず、民間団体等の組織内のすべての地位が規制の対象となります。

Q５　再就職の要求や依頼を行わず、単に他の職員・元職員の情報を提供するだけでも、規制の対象となりますか？

A５　民間団体等の地位に就かせることが目的であれば、規制の対象となります。

一方、他の職員・元職員からの求めに応じ、職員が単に職歴証明を発行するだけの場合や、民間団体等で講演等を行うため当該職員の略歴を提供するような場合等は、通常、規制の対象とは認められません。

なお、規制の対象になる民間団体等には、営利企業以外の法人である公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人等の非営利法人も含まれ、利害関係の有無は関係ありません。

3　求職活動の規制

（１）規制の内容

管理職（※8）**（元管理職含む）である職員**が、**利害関係のある民間団体等**（※9）に対し、次の行為を行うことを禁止

① 当該民間団体等（その子法人含む）の**地位に離職後就くことを目的**として、

- 自己に関する**情報を提供**すること
- 地位に関する**情報提供を依頼**すること

② 当該民間団体等（その子法人含む）の**地位に離職後就くことを要求・約束**すること

管理職であった離職後２年未満の**元職員**についても、**上記の行為の自粛が要請**されます。

【規制のイメージ】

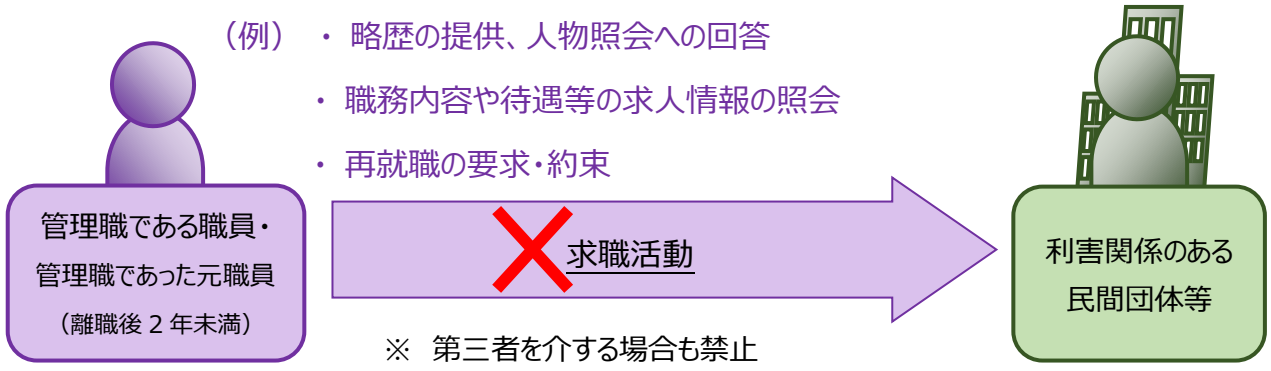

【規制の対象となる職務と期間のイメージ】

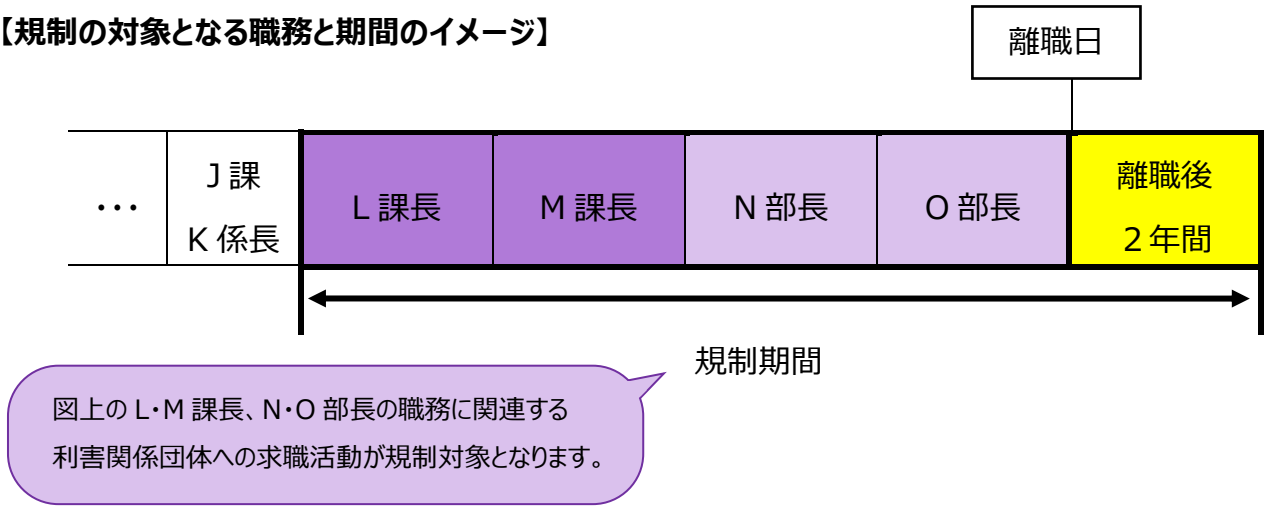

用語の説明

※8 「**管理職**」

① 参事、専門参事、副参事、専門副参事の職層にある者

② 千代田区立の学校の校長・副校長、幼稚園の園長・副園長、こども園の園長及び副園長（主事の職層にある者を除く）

※9 「**利害関係のある民間団体等**」

管理職が職務として携わる（携わった）、次の事務の相手方となる（なった）民間団体等をいいます。

① 許認可等を受けて事業を行っている、又は当該許認可等を申請（しようと）している民間団体等

② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しようと）している民間団体等

③ 検査等（立入検査、監査、監察）を受けている、又は受けようとしている民間団体等

④ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき民間団体等

⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている民間団体等

⑥ 契約（電気・ガス・水道、NHK 放送に関するものを除く）を締結している、又は契約の申込みを（しようと）している民間団体等（ただし、その管理職が締結・履行に携わった契約の総額が 2,000 万円未満である場合における民間団体等を除く）

（２）規制が適用除外される場合

あらかじめ**千代田区退職管理委員会に諮問・答申**の上、**任命権者が承認した求職活動を行う場合**は、規制されません。（詳細は、23 ページ参照）

※ その他、次に掲げる場合も、求職活動は規制されません。

①任命権者が承認した再就職のあっせん等について、承認された管理職である職員・元職員が、同じく承認された民間団体等に対して、求職活動を行う場合、②退職手当通算予定職員が、退職手当通算法人に対して行う場合

（３）規制違反への対応

規制違反を行った職員には、以下の罰則等が科されます。

求職活動を行った場合	**懲戒処分**の対象
不正な行為を行うことの見返りとして、 自身の**再就職を要求・約束**した場合	**３年以下の拘禁刑**

（４）求職活動の規制に係るＱ＆Ａ

Ｑ１　求職活動が規制されるのは、現職の管理職である職員だけですか？

Ａ１　現職の管理職のほか、管理職から降任したり、新たに非管理職の職に定年前再任用・暫定再任用された職員や、管理職経験のある離職後２年未満の元職員が規制の対象となります。

Ｑ２　利害関係の有無は、いつの時点で判断しますか？

Ａ２　管理職である期間に、職務上の利害関係を有したすべての民間団体等が、利害関係のある民間団体等に該当します。民間団体等には、営利企業以外の法人である公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人等の非営利法人も含まれます。

　管理職である（であった）職員は、初めて管理職となって以降、区の一般職の職員（定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員を含む）でなくなって２年が経過するまで、利害関係を有した民間団体等への求職活動が規制されます。

Ｑ３　利害関係のある民間団体等からのヘッドハンティングに応じることも、規制の対象となりますか？

Ａ３　規制の対象となります。民間団体等からの事前の就任依頼の有無に関わらず、利害関係のある民間団体等に求職活動（再就職の約束を含む）を行うためには、任命権者の承認が必要です。

Q４　元職員や民間人、業界団体を通じて、求職活動を行うことも、規制の対象となりますか？

A４　職員が、求職活動のため、第三者である元職員や民間人を利用していると認められる場合や、業界団体と再就職先が同一視できるような場合には、規制の対象となります。

Q５　団体内で実質的な権限を有しない名誉職の顧問・相談役や、無報酬のアドバイザー等になるため、求職活動を行う場合も、規制の対象となりますか？

A５　権限や報酬の有無、役職名に関わらず、民間団体等の組織内のすべての地位が規制の対象となります。

Q６　再就職の要求や依頼を行わず、単に自身の情報を提供するだけでも、規制の対象となりますか？

A６　民間団体等の地位に就くことが目的であれば、規制の対象となります。民間団体等で講演を行う場合で自身の略歴を提供する場合等は、通常、規制の対象とは認められません。

Q７　民間団体等から採用された任期付職員（管理職）が再び民間団体等に転職する場合も、規制の対象となりますか？

A７　任期付職員であっても、管理職であれば、任期の定めのない職員と同様に、求職活動の規制の対象となります。 任期付職員として在職している間に職務上の利害関係を有したすべての民間団体等に対して求職活動を行うことが禁止されます。また、離職後も２年間、当該民間団体等に対する求職活動の自粛が求められます。

第２章　再就職に係る手続

1　再就職のあっせん等の承認

（１）民間団体等への人材情報提供

○　職員・元職員からの求職の申出や、民間団体等から求人の申込みがあった場合に、**任命権者が承認**した上、**求人内容に合致する職員・元職員の人材情報を民間団体等に提供**します。

○　任命権者による承認に先立ち、当該再就職のあっせん等によって、公務の公正性の確保に支障が生じないかどうか、外部有識者で構成される**千代田区退職管理委員会に諮問**します。

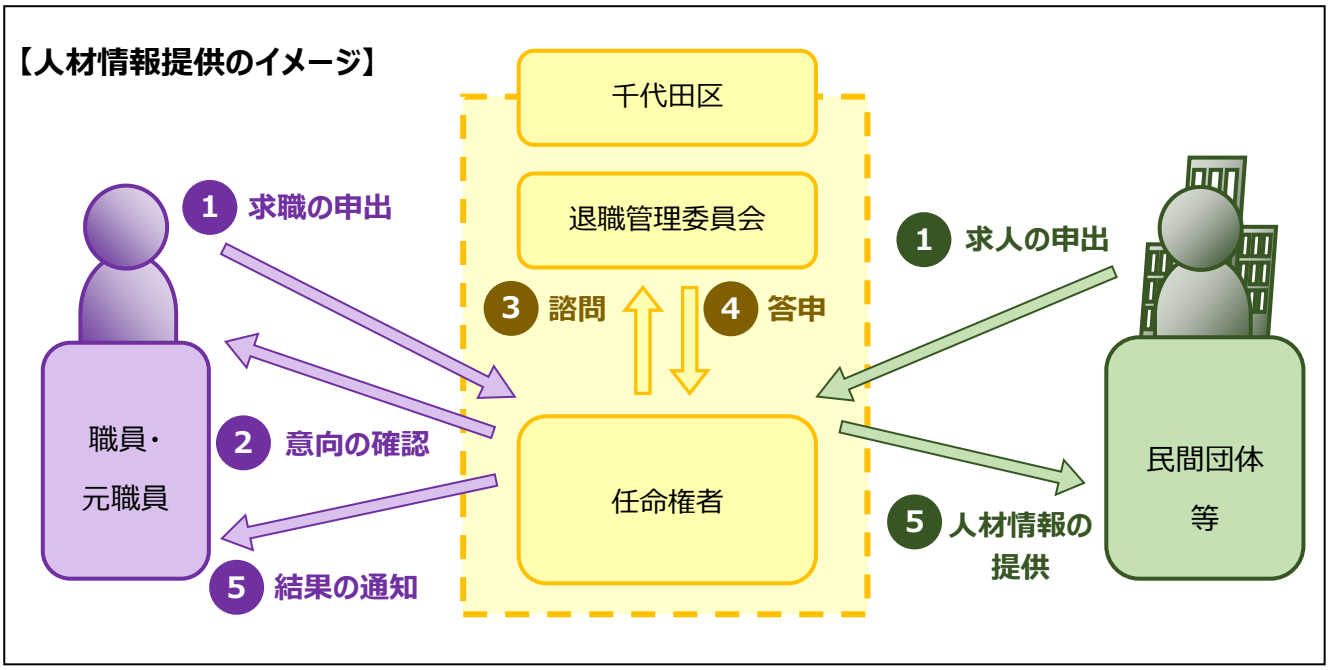

求職・求人の受付

ア　提出書類　①　求職を行う職員・元職員　→　再就職意向届出書（39 ページ参照）

②　求人を行う民間団体等　→　求人申込書（41 ページ参照）

イ　提出先　政策経営部人事課人事係

・　所在地：〒102-8688　東京都千代田区九段南一丁目２番１号
千代田区役所本庁舎６階

・　電話番号：03-5211-4149（直通）

・　メールアドレス：jinji@city.chiyoda.lg.jp

ウ　提出期限　【４月１日付の再就職・採用を予定する場合】

再就職予定・採用予定年月日の**前年の 12 月末**まで

※　求職・求人の申込みを受け付けた場合でも、それに対して条件の合致する求人・求職の申込みがなかった場合には、あっせん等は行いません。

※　区の関与は求人に対し候補者を提示するまでとなり、最終的には当事者間での採用選考等の手続を経て再就職が決定するため、区のあっせん等が再就職を確約するものではありません。

※　次の場合は、速やかに政策経営部人事課までご相談ください。

- 自身が行おうとする活動が規制の対象となるかどうか等、再就職のあっせん等に関する制度の内容について疑義がある場合
- ４月１日以外の日に、職員・元職員が再就職することを希望する場合や、民間団体等が採用することを希望する場合（人材情報の提供手続には、一定程度の日数を要することから、必ずしも希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください）

（２）区政推進団体への人材推薦

○　区政の総合的な推進を図るため、**職員・元職員の推薦**が必要な団体をあらかじめ「**区政推進団体**」として認定し、**職員・元職員を推薦**します。

○　**区政推進団体の認定**に際しては、**千代田区退職管理委員会にその適否を諮問**します。

○　**推薦者の決定**に際しても、**千代田区退職管理委員会にその適否を諮問**します。

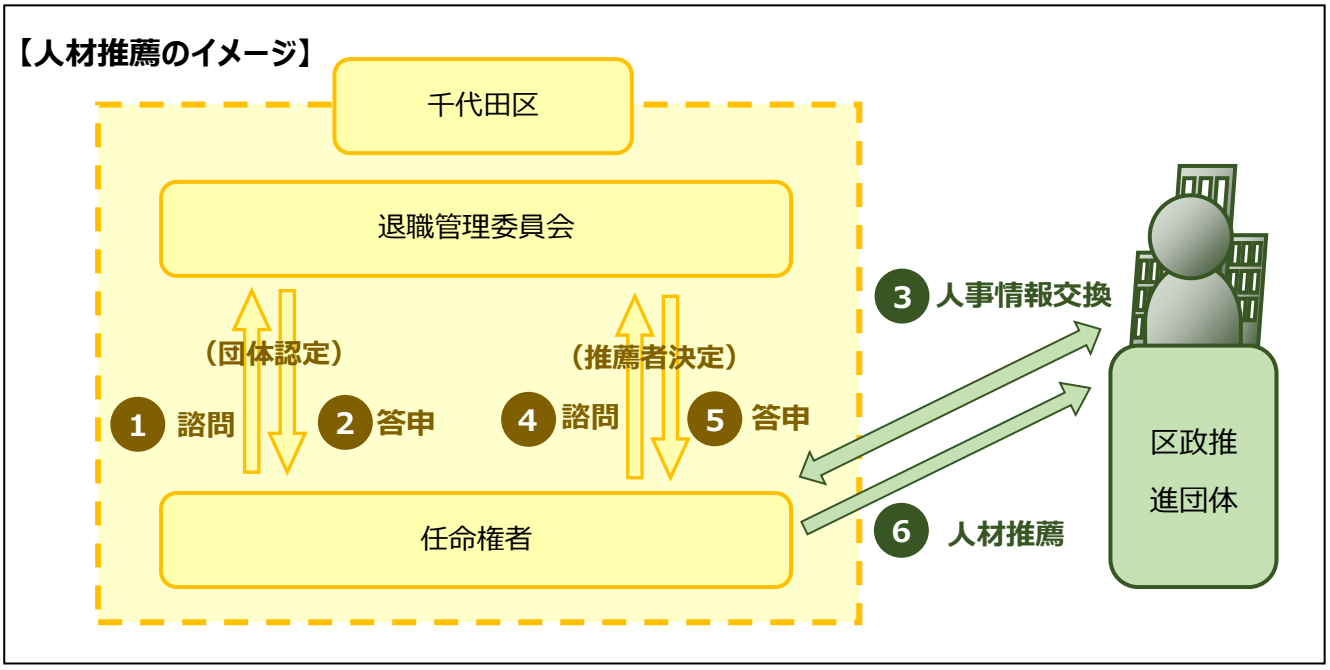

ア　区政推進団体として選定することができる民間団体等の基準

①　千代田区の事務事業と密接な関連を有する事業を実施する団体

・「公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例」に基づく**派遣の対象となっている団体**

・　千代田区が**出資している団体**

②　その他区政の総合的な推進のため、職員・元職員の推薦が必要と認められる団体

イ　区政推進団体に推薦することができる職員・元職員の基準

各団体の要請に基づき、各団体の業務や就任する地位の内容、推薦者の経験、能力、就労意欲、健康状態等を総合的に考慮して決定します。

ウ　区政推進団体への要請事項

区政推進団体には、千代田区から再就職する職員・元職員について、原則として以下の事項が要請されます。

ただし、区政推進団体からの要請に基づき、任命権者が必要と認める場合には、以下とは異なる取扱いを個別に認めることができます。

在籍期間	定年退職者等については、５年以内
報酬額	区政推進団体において就任する職の職務内容、区政推進団体の団体規模、区における同等の職に対する給与額等を総合的に勘案し、均衡のとれた額とする。
退職金	定年退職者等については、不支給

区政推進団体の一覧

千代田区職員の派遣対象団体	公益財団法人まちみらい千代田 一般社団法人千代田区観光協会 公益社団法人ゆとりちよだ 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 一般財団法人道路管理センター 地方税共同機構
千代田区の出資団体	秋葉原タウンマネジメント株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社 公益財団法人東京しごと財団 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター 地方共同法人地方公共団体金融機構

※ 「千代田区職員の派遣対象団体」であり、かつ、「千代田区の出資団体」である団体は、「千代田区職員の派遣対象団体」にのみ記載しています。

2　求職活動の承認

○ **管理職（元管理職含む）である職員**が、**利害関係のある民間団体等**に対して**求職活動**を行おうとする場合、**あらかじめ任命権者の承認**が必要です。

※ **管理職であった離職後 2 年未満**の**元職員**についても、利害関係のある民間団体等への求職活動の実施に当たっては、**離職時の任命権者の承認を得ることが要請**されます。

○ 任命権者による承認に先立ち、当該求職活動によって、公務の公正性の確保に支障が生じないかどうか、**千代田区退職管理委員会に諮問**します。

【求職活動承認のイメージ】

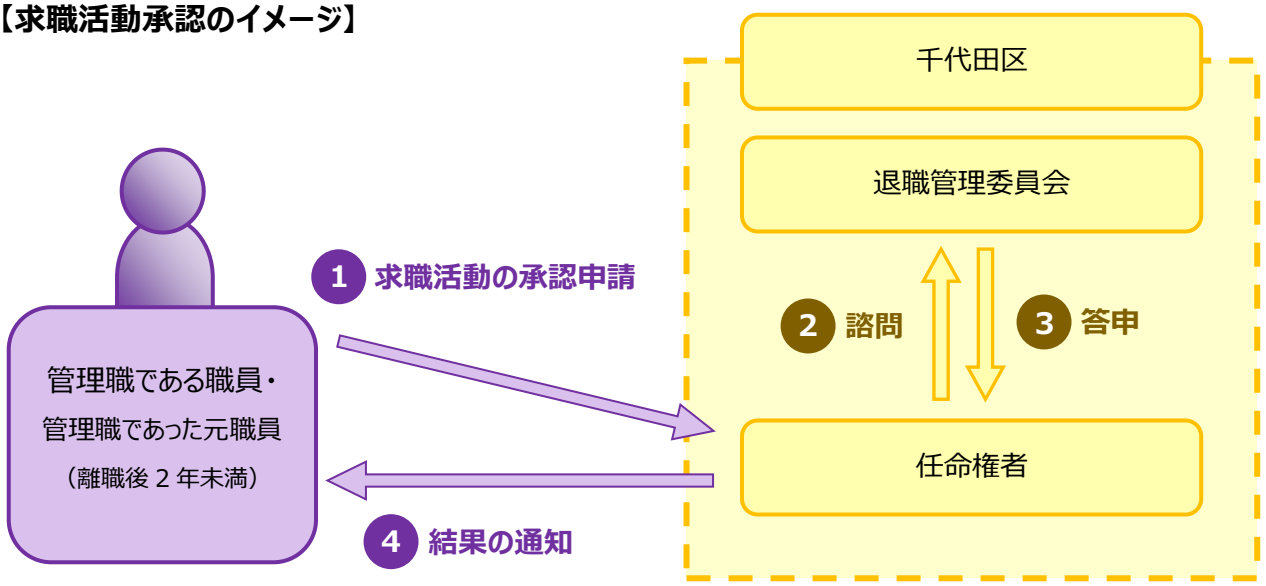

求職活動承認申請の受付

ア　提出書類　　求職活動承認申請書（45 ページ参照）

イ　提出先　　政策経営部人事課人事係

ウ　提出時期　　求職活動を行うことが明らかになった時点

※ 自身が行おうとする活動が規制の対象となるかどうかや、相手先民間団体等との間に利害関係があるかどうか等について疑義がある場合には、速やかに政策経営部人事課までご相談ください。

※ 任命権者による承認手続や、利害関係の確認には、一定程度の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

求職活動承認申請のフロー

① 求職活動を行うことを検討している、利害関係のある（又は利害関係が不明な）民間団体等について、人事課に相談・申請

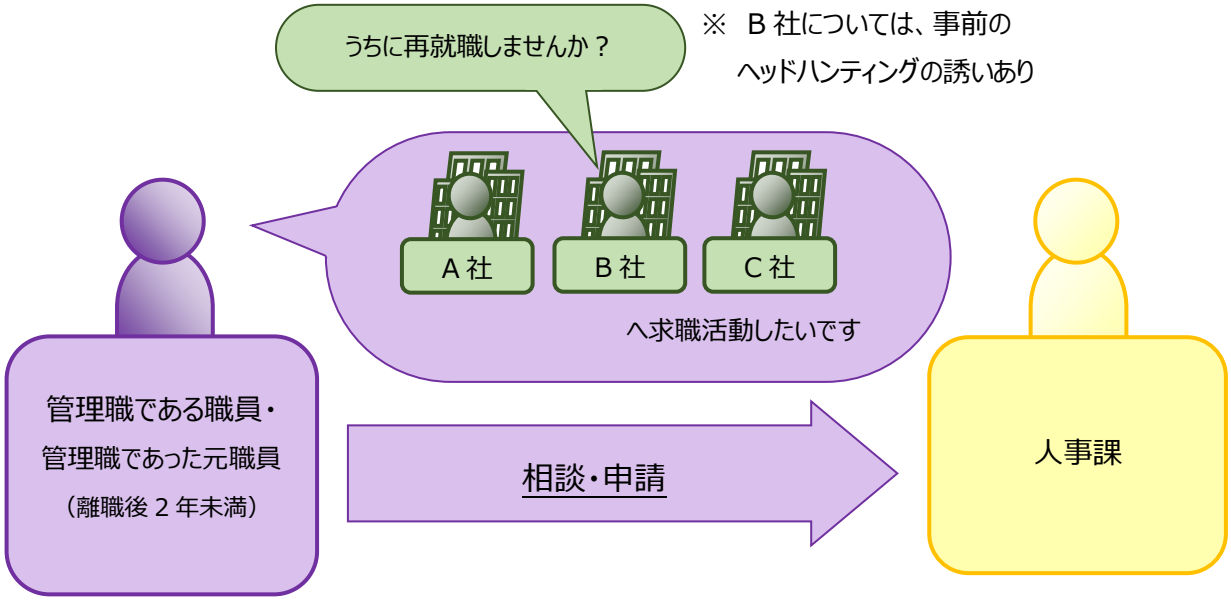

② 利害関係の調査結果を受け、利害関係のない民間団体等について、求職活動（求人照会、履歴書の提出等）を開始

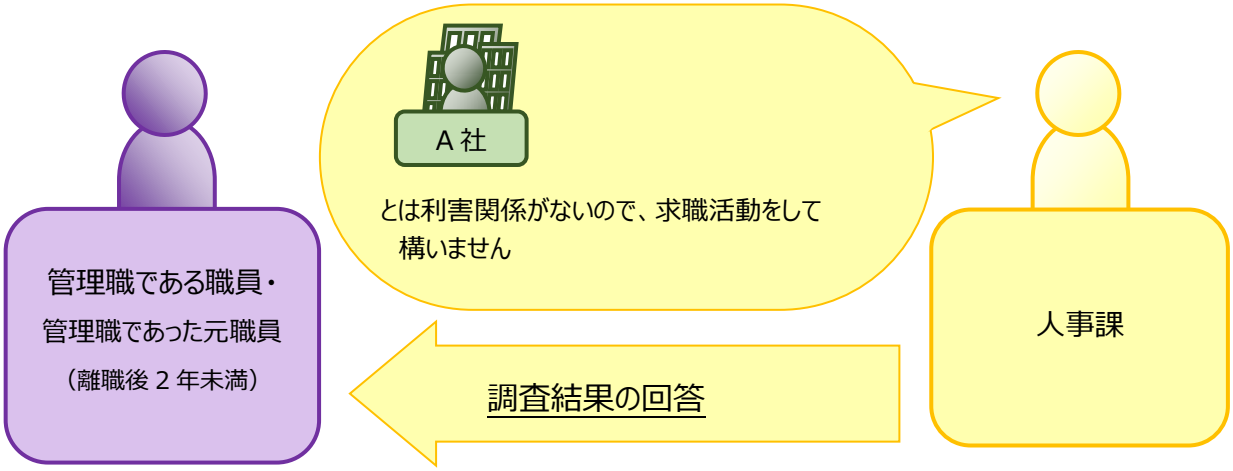

※ ②で利害関係がないと回答された民間団体等についても、千代田区退職管理委員会に定期的に報告し、その判断の適正を確保します。

③　利害関係のある民間団体等については、千代田区退職管理委員会への諮問・答申を経て、任命権者の承認を得た後に求職活動（ヘッドハンティングへの回答、求人照会、履歴書の提出等）を開始

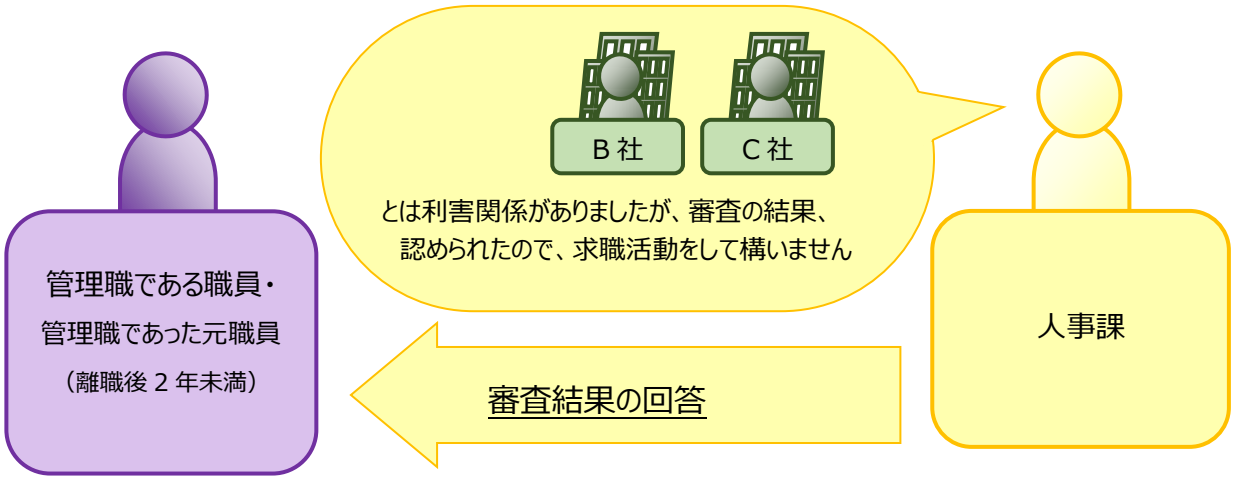

④　求職活動の結果、再就職が決まった民間団体等について、届出（手続は 26 ページ参照）

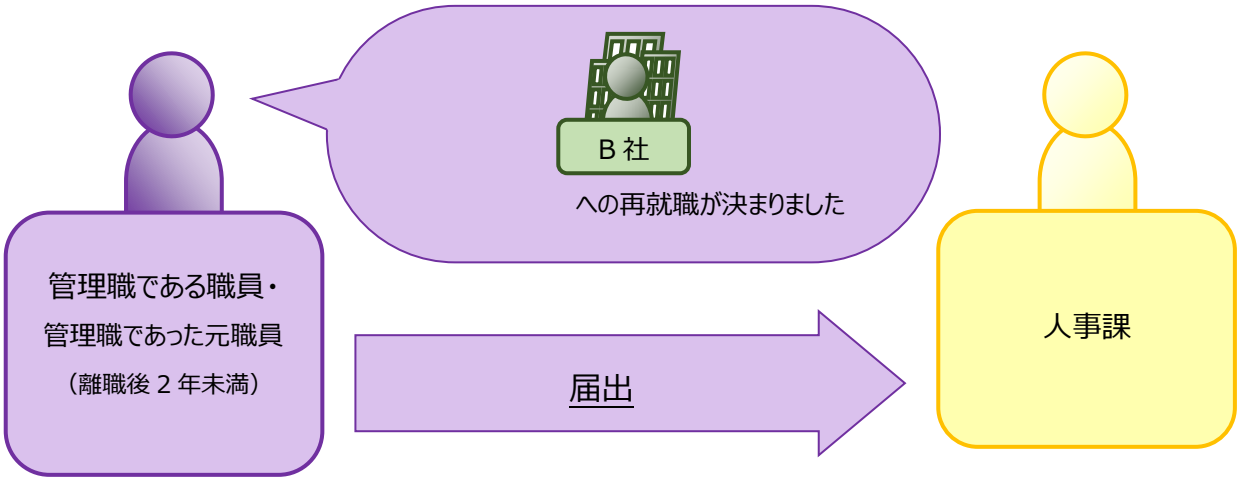

3　再就職状況の届出・公表

（１）規制の内容

管理職であった元職員で、**離職後２年間**に**民間団体等**（非営利の団体含む）**に再就職**をする場合は、**区の任命権者に就職情報を届け出**ることが必要

また、届出のあった内容については、**区のホームページで公表**

（２）規制が適用除外される場合

次に掲げる場合は、届出の必要はありません。

① 退職手当通算予定職員であった者が、退職手当通算法人の地位に就いている場合

② 日々雇い入れられる者となる場合

③ 国、他の地方公共団体に割愛採用された場合

④ 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員として採用された場合

⑤ 非営利の団体に就職して、１年当たりの報酬が 160 万円以下の場合

（３）再就職状況の届出の受付

ア 提出書類　管理又は監督の地位にあった職員が再就職した場合の届出

（53 ページ参照）

イ 提出先　政策経営部人事課人事係

（教育職員にあっては、子ども部指導課）

ウ 提出期限　再就職をした日から **10 日以内**

（４）公表事項

離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称、再就職先における地位

第３章　その他

1　千代田区退職管理委員会

（１）組織

ア　位置づけ　区長の附属機関

イ　人数　　３人

ウ　任期　　２年（非常勤）

エ　委嘱　　人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有するもののうちから、区長が委嘱

（２）役割

任命権者からの諮問事項	1　区政推進団体の認定 2　区政推進団体への人材推薦 3　民間団体等への人材情報提供 4　管理職である職員・管理職であった元職員による求職活動の承認
任命権者からの報告事項	1　「職員の再就職等に関するガイドライン」の内容 2　千代田区の職員等の再就職の状況 3　その他職員の退職管理の適正確保に関する事項

（３）千代田区退職管理委員会における審査の視点

千代田区退職管理委員会では、任命権者からの諮問に応じて、次の視点から審査を行います。

ア　区政推進団体の認定

認定しようとする団体が、「区政推進団体として選定することができる民間団体等の基準」（21 ページ参照）に合致しているかどうか

イ　区政推進団体への人材推薦

推薦しようとする人材が、「区政推進団体に推薦することができる職員・元職員の基準」（21ページ参照）に合致しているかどうか

ウ　民間団体等への人材情報提供

次の観点から、千代田区の公務の公正性の確保に支障が生じないかどうか、総合的に判定

（ア）求人の申込みがあった民間団体等（求人団体等）が求める資格又は経験等の要件を満たしていること

（イ）就職予定日前 5 年間（管理職である職員・管理職であった元職員は、加えてその在職期間）において、職員等と求人団体等の間に利害関係がないこと、又は利害関係がある場合であっても、当該求人団体等との間で携わった事務について、当該職員等の裁量の余地が少ないこと

（ウ）その他公務の公正性の確保に支障が生じるおそれがないこと

エ　管理職である職員・管理職であった元職員による求職活動の承認

利害関係のある民間団体等との間の事務について、次のいずれかの事項に該当するものであるかを考慮して、千代田区の公務の公正性の確保に支障が生じないかどうか判定

（ア）利害関係のある民間団体等との間で携わる事務について、職員等の裁量の余地が少ない場合

（イ）高度の専門的な知識経験を有する職員等が、利害関係のある民間団体等からの依頼を受けて、その知識経験を必要とする地位に再就職しようとする場合

（ウ）家業を継ぐ場合

（エ）一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合

（オ）その他公務の公正性の確保に支障が生じるおそれがない場合

※（イ）又は（ウ）に該当する場合で、その利害関係の内容が、検査等や不利益処分に関するものである場合には、さらに（ア）に該当する場合を除き、認められません。

2　退職管理に関する様式・記入例

（１）再就職者による依頼等の承認申請書　【様式１】 31 ページ

再就職者が、「再就職者による働きかけ」の承認を受けようとする場合に提出する様式

（２）再就職者から依頼等を受けた場合の届出　【様式２】 37 ページ

職員が、「再就職者による働きかけ」を受けた場合に提出する様式

（３）再就職意向届出書　【様式３】 39 ページ

職員・元職員が、「再就職のあっせん等（民間団体等への人材情報提供）」を受けようとする場合に提出する様式

（４）求人申込書　【様式４】 41 ページ

民間団体等が、「再就職のあっせん等（民間団体等への人材情報提供）」を受けようとする場合に提出する様式

（５）利害関係企業等に対する求職活動承認申請書　【様式５】 45 ページ

管理職である職員や、管理職であった離職後２年未満の元職員が、「利害関係のある民間団体等への求職活動」を行おうとする場合に提出する様式

（６）管理又は監督の地位にあった職員が再就職した場合の届出　【様式６】 53 ページ

離職後２年未満の管理職であった職員が、再就職した場合に提出する様式

様式１

別記様式第1(第12条関係)

再就職者による依頼等の承認申請書

年　　月　　日

殿

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　申請者

(ふりがな)(　　) 氏　　名	生年月日(年齢) 年　　月　　日生(　　歳)
勤務先(営利企業等)の名称	勤務先における地位(役職等)
連 絡 先　TEL(　　—　　—　　)	FAX(　　—　　—　　)
勤務先(営利企業等)の業務内容	

2　離職時及び離職前の状況

離 職 日　　年　　月　　日		離職時の職	
離職前5年間(※)の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	

※　申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3　要求又は依頼する事項と勤務先(営利企業等)との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人との契約に関する要求又は依頼 □　該当する　　□　該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼 □　該当する　　□　該当しない

4　要求又は依頼の対象となる役職員

氏　名(ふりがな)　　(　　)	
所属	職
職務内容	

5　要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

□	電気、ガス又は水道水の供給及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
□	その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
	職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
□	上記の2項目のいずれにも該当しない

6　要求又は依頼の具体的な内容

7　その他参考事項

<table>
<tr><td colspan="2">任命権者等記入欄</td></tr>
<tr><td colspan="2">受理番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">処理結果区分
□　承認
□　不承認
□　却下　（承認を必要としない）</td></tr>
<tr><td colspan="2">承認又は不承認の理由</td></tr>
<tr><td>承認番号</td><td>処理年月日
年　　月　　日</td></tr>
</table>

様式１（記入例）

記入例

別記様式第1(第12条関係)

再就職者による依頼等の承認申請書

令和５年　１０月　１日

千代田区長　殿

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　申請者

(ふりがな)(　ちよだ　たろう　) 氏　名　千代田　太郎	生年月日(年齢) 昭和３３年　４月　１日生(６５歳)
勤務先(営利企業等)の名称 〇〇株式会社	勤務先における地位(役職等) 〇〇事業本部〇〇部長
連 絡 先　TEL(　〇〇―〇〇〇〇―〇〇〇〇　)	FAX(　〇〇―〇〇〇〇―〇〇〇〇　)
勤務先(営利企業等)の業務内容 １．〇〇事業を営むこと ２．〇〇設備の製造、販売、リース、設置、運転、保守 ３．〇〇に関する企画、設計、監理、施工、請負	

2　離職時及び離職前の状況

離 職 日　令和５年　３月　３１日		離職時の職　〇〇部〇〇担当部長
離職前5年間(※)の在職状況等		
所属・職	在職期間	職務内容
〇〇部〇〇担当部長	自　令和３年　４月　１日 至　令和５年　３月３１日	〇〇施策全般の総括
△△部△△課長	自　平成３１年　４月　１日 至　令和３年　３月３１日	△△課業務全般の総括
□□部□□課長	自　平成２９年　４月　１日 至　平成３１年　３月３１日	□□課業務全般の総括
□□部●●担当課長	自　平成２７年　４月　１日 至　平成２９年　３月３１日	●●施策に関すること
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

離職前５年間に加えて、管理職に就いていた期間がある場合は、管理職に就いていた期間の在職状況等も併せて記入してください。

※　申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

記入例

3　要求又は依頼する事項と勤務先(営利企業等)との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	□　該当する　☑　該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	□　該当する　☑　該当しない

4　要求又は依頼の対象となる役職員

氏　名(ふりがな)　東京　一郎	(　とうきょう　いちろう　)
所属　△△部	職　△△課長
職務内容 △△課業務全般の総括	「働きかけ」を行う予定である、相手方となる区の職員について記入してください。

5　要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☑	電気、ガス又は水道水の供給及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
□	その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
	職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
□	上記の2項目のいずれにも該当しない

6　要求又は依頼の具体的な内容

〇〇株式会社と千代田区の間で、電気（ガス・水道水）の供給に関する契約を締結するよう、依頼を行う。

任命権者に承認を求める、職員への「働きかけ」の内容について、具体的に記入してください。

7　その他参考事項

（例） 当該「働きかけ」により、公務の公正性の確保に支障が生じないと考えられる理由　等	「働きかけ」の承認審査に当たり参考となる情報があれば、その具体的な内容を記入してください。

記入例

任命権者等記入欄	
受理番号	
処理結果区分 □　承認 □　不承認 □　却下　（承認を必要としない）	こちらの欄は記入しないでください。
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年　　月　　日

様式２

別記様式第2（第13条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年　　月　　日

特別区人事委員会委員長　殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　届出者

（ふりがな）（　　） 氏　　名	生年月日（年齢） 年　　月　　日生（　　歳）
所属	職

2　要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな）（　　） 氏　　名	要求又は依頼が行われた日時 年　　月　　日　　時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

3　要求又は依頼の内容

人事委員会記入欄
受理番号

様式２（記入例）

記入例

別記様式第2（第13条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

令和５年　１０月　１日

特別区人事委員会委員長　殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　届出者

（ふりがな）（　ちよだ　たろう　） 氏　　名　千代田　太郎	生年月日（年齢） 昭和５８年　４月　１日生（　４０歳）
所属　△△部△△課	職　主事

2　要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな）（　とうきょう　いちろう　） 氏　　名　東京　一郎	要求又は依頼が行われた日時 令和５年　９月　３０日　午前１０時
再就職者が勤務する営利企業等の名称 〇〇株式会社	営利企業等における再就職者の地位（役職等） 〇〇事業本部〇〇部長
離職時の所属　△△部	離職時の職　△△担当部長

3　要求又は依頼の内容

自身が受けた「働きかけ」の内容について、具体的に記入してください。

人事委員会記入欄
受理番号

様式３

再就職意向届出書

年　　月　　日

（千代田区任命権者）　殿

職員の退職管理に関する条例（平成28年千代田区条例第６号）第３条第２項第２号の規定に基づき、営利企業等への人材情報の提供を希望するため、下記のとおり届け出ます。

（ふりがな）（　　） 氏　　名	生年月日（年度末年齢） 年　　月　　日生（　　歳）
〒　　－ 住　所 連絡先　　（電話番号　　） （メールアドレス　　）	
現在の所属（離職時の所属）	現在の職（離職時の職）
離職（予定）日	年　　月　　日
人材情報の提供を希望する期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

	所属・職	在職期間	職務内容
これまでの在職状況（離職（予定）前５年間及び管理監督者等であった期間・上から新しい順）		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日 （又は現職）	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
希望職務等			

※　欄が不足する場合は、本様式をコピーして記入してください。

様式３（記入例）

記入例

再就職意向届出書

令和　５年　　９月　１日

千代田区長　殿

職員の退職管理に関する条例（平成28年千代田区条例第６号）第３条第２項第２号の規定に基づき、営利企業等への人材情報の提供を希望するため、下記のとおり届け出ます。

（ふりがな）（ちよだ　たろう） 氏　　名　千代田　太郎	生年月日（年度末年齢） 昭和３４年４月１日生（６４歳）
〒１０２－００８１ 住　所　東京都千代田区九段南１－２－１ 連絡先　（電話番号　０３－３２６４－２１１１　） （メールアドレス　○○○@○○.○○.○○　）	
現在の所属（離職時の所属） ○○部○○課	現在の職（離職時の職） 主事
離職（予定）日	令和　６年　３月　３１日
人材情報の提供を希望する期間	令和　５年　１０月　１日　～　令和　６年　３月　３１日

これまでの在職状況（離職（予定）前５年間及び管理監督者等であった期間・上から新しい順）

所属・職	在職期間	職務内容
○○部○○課	自　令和　５年　４月　１日 至　　年　　月　　日 （又は現職）	○○施設への入所決定事務 ○○手当の支給事務
△△部△△課	自　令和　３年　４月　１日 至　令和　５年　３月　３１日	△△施設への立入検査業務 △△に関する資格停止処分
□□部□□課	自　令和　元年　４月　１日 至　令和　３年　３月　３１日	□□の削減に関する行政指導 □□工事の請負契約
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	

携わった職務のうち、許認可等、補助金等、検査等、不利益処分、行政指導、契約に関するものを中心に記入してください。

希望する職務内容や活用したい資格、再就職に関して優先したい事項等について、具体的に記入してください。

希　望 職務等	（例） ・職務内容が、○○事業に関するものであること ・勤務地は23区域内であること ・週３日勤務で、勤務時間が午前８時～午後６時の範囲内であること

※　欄が不足する場合は、本様式をコピーして記入してください。

様式４

求人申込書

年　　月　　日

（千代田区任命権者）　殿

職員の退職管理に関する条例（平成28年千代田区条例第６号）第３条第２項第２号の規定に基づき、千代田区の職員又は職員であった者の人材情報の提供を受けることを希望するため、下記のとおり申し込みます。

１　団体情報

（ふりがな） 団体名	（　　）
所在地	〒　　－
代表者 役職・氏名	
事業概要	
役員・従業員数	役員数 従業員数
千代田区との 利害関係の内容	※　許認可等、補助金等、検査等、不利益処分、行政指導、契約について、関係する業務の詳細を記入してください。
千代田区 離職職員 の就職状況	
担当者氏名 連絡先	（電話番号　　） （メールアドレス　　）

２　求人内容

雇用期間	年　月　日～　　年　月　日（更新　有・無）
職種・役職名	
募集人数	

職　務　内　容	
求める知識・経験	※ 離職時の職　□ 部長級　□ 課長級　□ 係長級　□ 特に希望なし
必　要　な　資　格	
千代田区の離職職員を求人する理由	千代田区の特定の部署・個人の求人希望（希望があるのみ記入）
当該職の公募状況	□　実施している □　実施していない （理由　　）
勤　　務　　地	
勤　務　形　態	□ 常　勤　□ 非常勤　（月・週　　日・時間　又は　　時間/日） □ 変則勤務（内容　　）
勤　務　時　間	平　日：　　時　　分～　　時　　分 （休憩時間：　　時　　分～　　時　　分） 土曜日・日曜日：　　時　　分～　　時　　分 （休憩時間：　　時　　分～　　時　　分） 所定時間外労働（有・無）
休　　日	
給　与　・　報　酬 （　年　間　）	基本給　　月給　・　日給　・　時間給　　円（ 交通費の支給　有・無 ） 賞与等　　円 その他手当関係　　月額　　円 退職金（ 有・無 ）
その他社会保険等	健康保険（ 有・無 ）、厚生年金（ 有・無 ） 雇用保険（ 有・無 ）、その他（　　）
本求人の有効期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備　　考	

・　再就職した者の離職時の職名、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位が千代田区ホームページ等において公表されることがあること。 ・　団体等として、再就職した者を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の２に規定する、再就職者による依頼等の規制に違反する行為に従事させないこと。	□　左記について同意する。

様式４（記入例）

記入例

求人申込書

令和５年　９月　１日

千代田区長　殿

職員の退職管理に関する条例（平成28年千代田区条例第６号）第３条第２項第２号の規定に基づき、千代田区の職員又は職員であった者の人材情報の提供を受けることを希望するため、下記のとおり申し込みます。

１　団体情報

（ふりがな） 団体名	（　ちよだ〇〇かぶしきがいしゃ　） 千代田〇〇株式会社
所在地	〒１０２－００８１ 東京都千代田区九段南１－２－１
代表者 役職・氏名	代表取締役社長　千代田　太郎
事業概要	１．〇〇事業を営むこと ２．〇〇設備の製造、販売、リース、設置、運転、保守 ３．〇〇に関する企画、設計、監理、施工、請負
役員・従業員数	役員数　　１０人 従業員数　１，０００人
千代田区との利害関係の内容	※　許認可等、補助金等、検査等、不利益処分、行政指導、契約について、関係する業務の詳細を記入してください。 ・令和　５年４月１日　　〇〇許可処分（有効期限～令和１０年３月３１日） ・令和　４年１０月１日　千代田区〇〇補助金の受領 ・令和　２年７月１日　　千代田区〇〇業務委託契約
千代田区離職職員の就職状況	・令和　５年４月１日　〇〇事業本部　総務部長就任 元千代田区〇〇部長　□□　□□ （過去10年以内に在職していた者を記入（別紙添付可）））
担当者氏名 連絡先	〇〇事業本部人事部人事課人事係　●●　●● （電話番号　〇〇―〇〇〇〇―〇〇〇〇　） （メールアドレス　〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇　）

２　求人内容

雇用期間	令和　６年　４月　１日　～　令和　８年　３月　３１日　（更新　有・無）
職種・役職名	一般事務　〇〇事業本部△△部△△課長
募集人数	１名

記入例

職　務　内　容	○○に関する企画、設計、監理、施工、請負を所管する△△課業務全般の総括
求める知識・経験	・○○に関する行政経験 ・課組織の管理運営経験 ※ 離職時の職　□ 部長級　☑ 課長級　□ 係長級　□ 特に希望なし
必　要　な　資　格	○○○○
千代田区の離職職員を求人する理由	（例） 新たに千代田区で○○事業を展開するに当たり、○○に関する行政経験や、千代田区の地域の実情に通暁した社員が必要なため 千代田区の特定の部署・個人の求人希望（希望があるのみ記入） ・千代田区○○部の課長級職員 ・千代田区○○部○○課長　□□　□□
当該職の公募状況	□ 実施している ☑ 実施していない （理由　当該職には特定の職務経歴・知識経験が必要であり、候補者が限定されることから、公募になじまないため）
勤　務　地	千代田区○○１－１－１　○○ビル○○階
勤　務　形　態	☑ 常　勤　□ 非常勤　（月・週　２０　日・時間　又は　　時間/日） □ 変則勤務（内容　　）
勤　務　時　間	平　日：　午前９時００分～午後５時４５分 （休憩時間：　午後０時００分～午後１時００分） 土曜日・日曜日：　　時　　分～　　時　　分 （休憩時間：　　時　　分～　　時　　分） 所定時間外労働（有・無）
休　　日	毎週土曜日・日曜日
給　与　・　報　酬 （　年　間　）	基本給　（月給・日給・時間給）　○○○○円（交通費の支給（有・無）） 賞与等　○○○○円 その他手当関係　月額　○○○○円 退職金（有・無）
その他社会保険等	健康保険（有・無）、厚生年金（有・無） 雇用保険（有・無）、その他（　　）
本求人の有効期間	令和　５年　９月　１日　～　令和　６年　３月　３１日
備　　考	（人材情報の提供に当たり、参考となる事項があれば記載してください。）

・　再就職した者の離職時の職名、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位が千代田区ホームページ等において公表されることがあること。 ・　団体等として、再就職した者を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の２に規定する、再就職者による依頼等の規制に違反する行為に従事させないこと。	☑ 左記について同意する。

様式５

利害関係企業等に対する求職活動承認申請書

年　　月　　日

（千代田区任命権者）　殿

職員の退職管理に関する条例（平成28年千代田区条例第６号）第４条第２項第１号及び第５条第２項第１号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

１　申請者

（ふりがな）（　　） 氏　　名	生年月日（年度末年齢） 年　　月　　日生（　　歳）
〒　　－ 住　所 連絡先　　（電話番号　　） （メールアドレス　　）	
現在の所属（離職時の所属）	現在の職（離職時の職）
離職（予定）日　　年　　月　　日	

	所属・職	在職期間	職務内容
これまでの在職状況（管理監督者等であった期間・上から新しい順）		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日 （又は現職）	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	

※　欄が不足する場合は、本様式をコピーして記入してください。

2　承認の申請に係る利害関係企業等

<table>
<tr><td colspan="4">□ 有償の地位に就く場合　　□ 無償の地位に就く場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 営利企業　　□ その他の法人
名　　称</td><td rowspan="2">本社所在地・連絡先

（電話番号　　）
（メールアドレス　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">業務内容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">子法人の地位に関する承認申請の場合</td><td colspan="2">□ 営利企業　　□ その他の法人
子法人の名称</td><td rowspan="2">本社所在地・連絡先

（電話番号　　）
（メールアドレス　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務内容</td></tr>
</table>

3　申請者の職務と利害関係企業等との関係

（1）共通事項

<table>
<tr><td>利害関係の区分（職員の退職管理に関する条例施行規則（平成 28 年千代田区規則第 11 号）第６条各号）
□ １号（許認可等）　□ ２号（補助金等）　□ ３号（検査等）
□ ４号（不利益処分）　□ ５号（行政指導）　□ ６号（契約）</td></tr>
<tr><td>利害関係の具体的な内容</td></tr>
<tr><td>申請者の裁量の程度</td></tr>
</table>

（2）特に密接な利害関係の有無

□　申請者が、利害関係企業等に対し、検査等を行っている又は行おうとしている（行っていた又は行おうとしていた）
□　申請者が、利害関係企業等に対し、不利益処分をしようとしている（しようとしていた）
特に密接な利害関係の具体的な内容
□　特に密接な利害関係はない

4　公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる状況

□ 利害関係企業等との間で携わる事務について、裁量の余地が少ない場合		
□ 高度の専門的な知識経験を有する職員が、利害関係企業等からの依頼を受けて、その知識経験を必要とする地位に就こうとする場合		
高度の専門的な知識経験の内容		
依頼内容	（ふりがな） 依頼者の氏名	依頼を受けた日 年　月　日
	依頼者の部署名	依頼者の役職
	依頼者の連絡先 （電話番号　　） （メールアドレス　　）	
	予定される地位の名称及び業務内容	
	必要とされる高度の専門的な知識経験の内容	

□ 家業を継ぐ場合		
（ふりがな） 親族の氏名	続柄	利害関係企業等における役職

□ 一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合	
公募期間	年　月　日 ～　年　月　日
公募方法	□ 新聞、雑誌その他の刊行物に掲載 □ ホームページに掲載 □ その他（　　）
選考方法	選考委員会等の有無　□有　□無　□不明
	選考委員会等における社外委員の有無　□有　□無　□不明

□ その他公務の公正性の確保に支障が生じるおそれがない場合
（具体的な内容）

5　その他参考事項

様式５（記入例）

記入例

利害関係企業等に対する求職活動承認申請書

令和　５年　９月　１日

千代田区長　殿

職員の退職管理に関する条例（平成28年千代田区条例第６号）第４条第２項第１号及び第５条第２項第１号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

１　申請者

（ふりがな）（ちよだ　たろう） 氏　　名　千代田　太郎	生年月日（年度末年齢） 昭和３４年４月１日生（６４歳）
〒１０２－００８１ 住　所　東京都千代田区九段南１－２－１ 連絡先　（電話番号　０３－３２６４－２１１１　） （メールアドレス　○○○@○○.○○.○○　）	
現在の所属（離職時の所属） ○○部	現在の職（離職時の職） ○○部○○担当部長
離職（予定）日　令和　６年　３月　３１日	

	所属・職	在職期間	職務内容
	○○部○○担当部長	自　令和　５年　４月　１日 至　　年　　月　　日 （又は現職）	○○施策全般の総括
	△△部△△課長	自　令和　３年　４月　１日 至　令和　５年　３月　３１日	△△課業務全般の総括
	□□部□□課長	自　令和　元年　４月　１日 至　令和　３年　３月　３１日	□□課業務全般の総括
	□□部●●担当課長	自　平成２８年　４月　１日 至　令和　元年　３月　３１日	●●施策に関すること
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	

※　欄が不足する場合は、本様式をコピーして記入してください。

記入例

2　承認の申請に係る利害関係企業等

☑ 有償の地位に就く場合　　☐ 無償の地位に就く場合		
☑ 営利企業　　☐ その他の法人 名　　称 〇〇株式会社		本社所在地・連絡先 東京都〇〇区〇〇１－１－１ （電話番号　０３－〇〇〇〇－〇〇〇〇　） （メールアドレス　〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇　）
業務内容 １．〇〇事業を営むこと ２．〇〇設備の製造、販売、リース、設置、運転、保守 ３．〇〇に関する企画、設計、監理、施工、請負		
子法人の地位に関する承認申請の場合	☐ 営利企業　　☐ その他の法人 子法人の名称	本社所在地・連絡先 （電話番号　　） （メールアドレス　　）
	業務内容	

3　申請者の職務と利害関係企業等との関係

（1）共通事項

利害関係の区分（職員の退職管理に関する条例施行規則（平成 28 年千代田区規則第 11 号）第６条各号）

☐ １号（許認可等）　☑ ２号（補助金等）　☐ ３号（検査等）
☐ ４号（不利益処分）　☐ ５号（行政指導）　☑ ６号（契約）

利害関係の具体的な内容

各利害関係の内容については、「職員の再就職等に関するガイドライン」14ページや、「職員の退職管理に関する条例施行規則」第6条を参照してください。

１　補助金等について
△△部△△課長在職時の令和４年４月１日に、〇〇株式会社に対して、千代田区から〇〇補助金が交付され、その決定に関与した。

２　契約について
〇〇部〇〇担当部長在職時の令和５年６月１日に、〇〇株式会社との間で〇〇業務委託契約（契約金額３千万円）を締結し、その決定に関与した。

該当する利害関係の内容や、職務のプロセス全体を通じての申請者の裁量の程度について、具体的に記入してください。

申請者の裁量の程度

１　補助金等について
〇〇補助金については、〇〇補助金交付要綱（別添参照）に交付要件が定められており、当該交付要件は、資本金や所在地等、すべて客観的に判定される項目であるから、決定に当たって職員に裁量の余地はない。
また、〇〇補助金交付要綱は、国から示された準則と同じものであって、交付要綱・要件の決定に際しても、〇〇株式会社が殊更有利となるような、特別な取扱いは行われていない。
なお、〇〇補助金の交付団体には、区に対し、定期的な実績報告及び臨時の検査受入れが求められるが、当該報告・検査の項目についても、〇〇補助金交付要綱に定められ、数値等によって客観的に判定されるものであるから、検査等に当たって職員に裁量の余地はない。

２　契約について
〇〇業務委託契約については、…

記入例

（2）特に密接な利害関係の有無

□ 申請者が、利害関係企業等に対し、検査等を行っている又は行おうとしている（行っていた又は行おうとしていた）

□ 申請者が、利害関係企業等に対し、不利益処分をしようとしている（しようとしていた）

特に密接な利害関係の具体的な内容

利害関係の内容が、検査等や不利益処分である場合に、該当する利害関係の内容を具体的に記入してください

（検査等、不利益処分の例）
- ○ 立入検査…職員が行政法規の執行を確保するため、監督的立場において監督を受ける事業者等の営業所、事務所、事業場、工場又は住所等に、質問のため又は帳簿書類その他の物件の検査のため立ち入ること
- ○ 監査…主として監察的見地から、事務若しくは業務の執行又は財産の状況を検査し、その正否を調べること
- ○ 監察…行政監督上の立場から調査し、又は検査すること
- ○ 不利益処分…法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分

☑ 特に密接な利害関係はない

4　公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる状況

☑ 利害関係企業等との間で携わる事務について、裁量の余地が少ない場合

□ 高度の専門的な知識経験を有する職員が、利害関係企業等からの依頼を受けて、その知識経験を必要とする地位に就こうとする場合

高度の専門的な知識経験の内容	求職活動の承認申請の目的が、職員の有する高度の専門的な知識経験を求めてのヘッドハンティングに応じるためである場合には、その具体的な内容を記入してください。 （申請者が有する、高度の専門的な知識経験の内容（経歴、資格、職務経験等）を、具体的に記入してください。）	
依頼内容	（ふりがな） 依頼者の氏名	依頼を受けた日 年　月　日
	依頼者の部署名	依頼者の役職
	依頼者の連絡先 （電話番号　　） （メールアドレス　　）	
	予定される地位の名称及び業務内容 【地位の名称】○○事業本部○○担当部長 【業務内容】○○に関する助言	
	必要とされる高度の専門的な知識経験の内容 （上記「高度の専門的な知識経験の内容」に記された事柄が、上記「予定される地位の名称及び業務内容」に照らし、具体的にどのように必要とされ、活用される予定なのか、記入してください。）	

記入例

□ 家業を継ぐ場合		
（ふりがな） 親族の氏名	続柄	利害関係企業等における役職
家業を継ぐことが目的である場合には、その具体的な内容を記入してください。		

□ 一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合	
公募期間	年　月　日 ～　年　月　日
公募方法	□ 新聞、雑誌その他の刊行物に掲載 □ ホームページに掲載 □ その他（　　）
選考方法	選考委員会等の有無　□有　□無　□不明
	選考委員会等における社外委員の有無　□有　□無　□不明

公募に応募することが目的である場合には、その具体的な内容を記入してください。

□ その他公務の公正性の確保に支障が生じるおそれがない場合
（具体的な内容）

上記のほか、求職活動を認めるにふさわしい理由があれば、その具体的な内容を記入してください。

5　その他参考事項

求職活動の承認審査に当たり参考となる情報があれば、その具体的な内容を記入してください。

（当該再就職の実現によって、より一層の区政の推進や公益の増進に資する点があれば、その内容を記入してください。）

様式６

別記様式第3(第24条関係)

管理又は監督の地位にあった職員が再就職した場合の届出

年　　月　　日

殿

住　　所
氏　　名
電話番号

職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏名	
2 生年月日	年　　月　　日
3 離職時の職	
4 離職日	年　　月　　日
5 再就職日	年　　月　　日
6 再就職先の名称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	

様式６（記入例）

記入例

別記様式第3（第24条関係）

管理又は監督の地位にあった職員が再就職した場合の届出

令和５年　４月　１日

千代田区長　殿

住　　所　東京都千代田区九段南１－２－１
氏　　名　千代田　太郎
電話番号　０３－３２６４－２１１１

職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 （ふりがな） 氏名	（ちよだ　たろう） 千代田　太郎
2 生年月日	昭和３３年　４月　１日
3 離職時の職	○○部○○担当部長
4 離職日	令和５年　３月　３１日
5 再就職日	令和５年　４月　１日
6 再就職先の名称	○○株式会社
7 再就職先の業務内容	○○事業を営むこと
8 再就職先における地位	○○事業本部　総務部長

3　退職管理に関する法令

（１）地方公務員法（抄）　56 ページ

（２）職員の退職管理に関する条例　63 ページ

（３）職員の退職管理に関する条例施行規則　69 ページ

（４）職員の退職管理に関する規則　74 ページ

（１）地方公務員法（抄）（昭和 25 年法律第 261 号）

第６節の２　退職管理

（再就職者による依頼等の規制）

第 38 条の２　職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。）であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合には、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第七項を除く。）、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

２　前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間

に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。）をいう。

3　第１項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4　第１項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第 158 条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5　第１項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第２条第２号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

6　第１項及び前２項の規定（第８項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）は、次に掲げる場合には適用しない。

（1）　試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは

行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合

（２） 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合

（３） 行政手続法第２条第３号に規定する申請又は同条第７号に規定する届出を行う場合

（４） 地方自治法第234条第１項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

（５） 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

（６） 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

7 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第１項、第４項又は第５項の規定（次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたとき（地方独立行政法人法第 50 条の２において準用する第１項、第４項又は第５項の規定（同条において準用する次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

8 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第１項に規定する部長又は課長の職に相当

する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第 38 条の３　任命権者は、職員又は職員であつた者に前条の規定（同条第８項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）に違反する行為（以下「規制違反行為」という。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第 38 条の４　任命権者は、職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、人事委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければならない。

２　人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

３　任命権者は、第１項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

（任命権者に対する調査の要求等）

第 38 条の５　人事委員会又は公平委員会は、第 38 条の２第７項の届出、第 38 条の３の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

（地方公共団体の講ずる措置）

第 38 条の６　地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

２　地方公共団体は、第 38 条の２の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。

（廃置分合に係る特例）

第 38 条の７　職員であつた者が在職していた地方公共団体（この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。）の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体（以下この条において「元在職団体」という。）の事務が他の地方公共団体に承継された場合には、当該他の地方公共団体を当該元在職団体と、当該他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものを当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の人事委員会規則で定めるものと、それぞれみなして、第 38 条の２から前条までの規定（第 38 条の２第８項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。）並びに第 60 条第４号から第８号まで及び第 63 条の規定を適用する。

（罰則）

第 60 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

（４）　離職後２年を経過するまでの間に、離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前５年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

（５）　地方自治法第 158 条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者であつて、離職後２年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

（６） 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第２条第２号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

（７） 国家行政組織法第 21 条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者であつて、離職後２年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者（第 38 条の２第８項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体の再就職者に限る。）

（８） 第４号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（地方独立行政法人法第 50 条の２において準用する第４号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。）を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第 63 条　次の各号のいずれかに該当する者は、３年以下の拘禁刑に処する。ただし、刑法（明治 40 年法律第 45 号）に正条があるときは、刑法による。

（１） 職務上不正な行為（当該職務上不正な行為が、営利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該役職員若しくは役職員であつた者を当該地位に就かせることを要求し、若しくは依頼する行為、又は営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為である場合における当該職務上不正な行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為

をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

（２） 職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

（３） 前号（地方独立行政法人法第 50 条の２において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同条において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第 64 条　第 38 条の２第１項、第４項又は第５項の規定（同条第８項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）は、１万円以下の過料に処する。

第 65 条　第 38 条の６第２項の条例には、これに違反した者に対し、10 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（２）職員の退職管理に関する条例（平成28年千代田区条例第６号）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の２第８項及び第38条の６の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第２条　法第38条の２第１項、第４項及び第５項の規定によるもののほか、再就職者（同条第１項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第８項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の２第１項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第８項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第１項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（再就職のあっせん等の規制）

第３条　職員は、再就職のあっせん等　（営利企業等（法第38条の２第１項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）に対し、他の職員をその離職後に、若しくは職員であった者を当該営利企業等若しくはその子法人（同項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該他の職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の職員をその離職後に、若しくは職員であった者を当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼することをいう。以下同じ。）をしてはならない。

２　前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

（１）　区政推進団体（区政の総合的な推進を図るため、職員若しくは職員であった者をその地位に推薦することが必要であると任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条に掲げる職員（中等教育学校に勤務する者を除く。）にあっては、千代田区教育委員会。以下同じ。）が認定した団体をいう。以下同じ。）に対し、職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、

若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は任命権者の承認に係る職員若しくは職員であった者を当該承認に係る区政推進団体の地位に推薦する場合

（２） 前号に掲げる場合のほか、再就職のあっせん等をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、千代田区規則（以下「区規則」という。）で定める手続により任命権者が行う承認に係る職員若しくは職員であった者を当該承認に係る営利企業等の地位に就かせることを目的として行うとき。

（３） 前号の承認のために、営利企業等の地位に関する情報の提供を依頼する場合

（４） 職業安定法（昭和22年法律第141号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

（５） 退職手当通算予定職員（法第38条の２第３項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）を退職手当通算法人（同条第２項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として行う場合

（管理監督者等に対する在職中の求職活動の規制）

第４条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるもの（第６条に規定するものをいう。以下この条において「管理監督職」という。）に就いている又は就いていた職員（以下「管理監督者等」という。）は、求職活動（利害関係企業等（営利企業等のうち、管理監督職に就いているとき又は就いていたときの職務に利害関係を有するものとして区規則で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することをいう。以下同じ。）をしてはならない。

２ 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

（１） 管理監督者等が、求職活動をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により任命権者が行う承認を得た管理監督者等が当該承認に係る利害関係企業等に対して行うとき。

（２） 前条第２項第１号の規定により区政推進団体の地位に推薦された管理監督者等が、当該推薦に係る区政推進団体に対して行う場合

（３） 前条第２項第２号の承認に係る管理監督者等が、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

（４）　退職手当通算予定職員が退職手当通算法人に対して行う場合

（管理監督者等であった者に対する離職後の求職活動の規制）

第５条　任命権者は、職員であった者のうち離職日において管理監督者等であったもの（以下「管理監督者等であった者」という。）に対し、離職後２年間、求職活動をしないよう求めることができる。

２　前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

（１）　管理監督者等であった者が、求職活動をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により当該管理監督者等であった者が離職した職又はこれに相当する職の任命権者が行う承認を得た管理監督者等であった者が当該承認に係る利害関係企業等に対して行うとき。

（２）　第３条第２項第１号の規定により区政推進団体の地位に推薦された管理監督者等であった者が、当該推薦に係る区政推進団体に対して行う場合

（３）　第３条第２項第２号の承認に係る管理監督者等であった者が、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

（４）　退職手当通算予定職員であった者が退職手当通算法人に対して行う場合

（任命権者への届出）

第６条　管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者を除く。）は、離職後２年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

（千代田区退職管理委員会の設置）

第７条　職員の再就職の公正性の確保のため、千代田区長（以下「区長」という。）の附属機関として、千代田区退職管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、この条例の規定によりその権限に属された事項を処理する。

３　任命権者は、次に掲げる事項を行う場合には、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。

（１）　第３条第２項第１号に規定する区政推進団体の認定及び区政推進団体の地位への職員又は職員であった者の推薦

（２）　第３条第２項第２号に規定する再就職のあっせん等の承認

（３）　第４条第２項第１号に規定する管理監督者等による求職活動の承認

（４）　第５条第２項第１号に規定する管理監督者等であった者による求職活動の承認

４　任命権者（区長を除く。）は、前項の規定による委員会への諮問について区長に委任することができる。

５　委員会は、第３項に掲げる事項の審議のほか、職員の退職管理の適正確保に関する事項について、任命権者から報告を受けることができる。

（委員会の組織）

第８条　委員会は、委員３人をもって組織する。

２　委員は、非常勤とする。

３　委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の委嘱）

第９条　委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有するもののうちから、区長が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

３　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の解職）

第10条　区長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解職することができる。

（１）　破産手続開始の決定を受けたとき。

（２）　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

（３）　心身の故障により職務を遂行することができないと認められるとき。

（４）　前条第３項前段の規定に違反したとき。

（５）　前各号に掲げるもののほか、委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると区長が認めるとき。

（委任）

第11条　法第38条の６第１項に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置、委員会の運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月23日千代田区条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成30年９月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

附　則（令和７年３月28日条例第１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

４　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せら

れた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（３）職員の退職管理に関する条例施行規則（平成28年千代田区規則第11号）

（趣旨）

第１条　この規則は、職員の退職管理に関する条例（平成28年千代田区条例第６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

（再就職のあっせん等のための人材情報の登録等）

第３条　任命権者は、条例第３条第２項第２号に掲げる場合における再就職のあっせん等（以下単に「再就職のあっせん等」という。）により再就職することを希望する職員又は職員であった者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第４項の規定により失職した者及び法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者を除く。）から求職の申出があったときは、再就職意向届出書の提出を受け、当該職員又は職員であった者の人材情報を人材情報登録台帳に登録するものとする。

２　任命権者は、前項の規定により登録された者（以下「登録者」という。）から条例第６条に規定する届出を受けたとき若しくは再就職のあっせん等により再就職することの希望を取り下げる旨の申出があったとき、又は登録者が次条第１項に規定する求人情報に関する不適切な取扱いを行う等人材情報の登録を継続することが適当でないと認められるときは、人材情報登録台帳から当該登録者の人材情報を抹消するものとする。

（再就職のあっせん等のための求人情報の登録等）

第４条　任命権者は、営利企業等のうち職員又は職員であった者を採用する意向のあるもの（以下「求人企業等」という。）から求人の申出があったときは、求人申込書の提出を受け、当該求人企業等の求人情報を求人情報登録台帳に登録するものとする。

２　任命権者は、求人企業等から前項の規定により申し出た求人を取り下げる旨の申出があったときは、求人情報登録台帳に登録された当該求人企業等の求人情報を抹消するものとする。

３　任命権者は、次条第１項及び第２項の規定により再就職した者が、法第60条第４号から第７号まで又は法第64条に規定する罰則の適用を受けたときは、当該罰則の適用を受けた時から１年以内については、当該再就職した者の属する求人企業等（当該罰則の適用が当該求人企業等に係る場合に限る。）

からの別の求人情報が求人情報登録台帳にある場合はこれを抹消し、当該求人企業等から新たに第１項の求人申込書が提出された場合は求人情報登録台帳にこれを登録しないものとする。

４　任命権者は、第７条の規定により再就職した者が、法第60条第４号から第７号まで又は法第64条に規定する罰則の適用を受けたときは、当該罰則の適用を受けた時から１年以内については、当該再就職した者の属する営利企業等（当該罰則の適用が当該営利企業等に係る場合に限る。）からの求人情報が求人情報登録台帳にある場合はこれを抹消し、当該営利企業等から新たに求人申込書が提出された場合は求人情報登録台帳にこれを登録しないものとする。

（再就職のあっせん等の手続）

第５条　任命権者は、求人情報登録台帳に登録された求人情報の要件に合致する登録者に対して、当該求人情報（求人企業等を特定できる情報を除く。）を示した上で、当該求人に応募する意向があるかを確認し、その結果、当該求人に応募する意向がある登録者に係る再就職のあっせん等を承認しようとする場合は、条例第７条第３項第２号の規定により、あらかじめ千代田区退職管理委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

２　任命権者は、前項の規定による諮問に対する答申を踏まえ、再就職のあっせん等の承認を決定したときは、同項の登録者に対してその旨を通知するとともに、同項の求人企業等に対して同項の登録者の人材情報を提供するものとする。

３　任命権者は、第１項の規定による諮問に対する答申を踏まえ、再就職のあっせん等の不承認を決定したときは、同項の登録者に対し、再就職のあっせん等を行わない旨を通知するものとする。

（利害関係企業等）

第６条　条例第４条第１項の千代田区規則で定める営利企業等は、管理監督者等が職務として携わる若しくは携わっていた、又は管理監督者等であった者が職務として携わっていた次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（１）　許認可等（行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。）をする事務　当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

（２）　補助金等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の２の規定により千代田区が支出する補助金等をいう。以下この号において同じ。）を交付する事務　当該補助金等の交付を受けて当該交

付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

（３）　立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務　当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等（当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等）

（４）　不利益処分（行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分をいう。以下この号において同じ。）をする事務　当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等

（５）　行政指導（行政手続法第２条第６号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下この号において同じ。）をする事務　当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等

（６）　千代田区の締結する売買、賃貸、請負その他の契約（以下この号においてこれらを「契約」という。）に関する事務　当該契約（電気、ガス又は水道水の供給及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（職員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が2,000万円未満である場合における当該営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

（求職活動の手続）

第７条　管理監督者等が条例第４条第２項第１号に掲げる場合により求職活動を行おうとするとき又は管理監督者等であった者が条例第５条第２項第１号に掲げる場合により求職活動を行おうとするときは、利害関係企業等に対する求職活動承認申請書を任命権者（管理監督者等であった者にあっては、離職した職又はこれに相当する職の任命権者）に提出するものとする。

２　任命権者は、前項の規定による申請を受理した場合で、当該求職活動を承認しようとするときは、条例第７条第３項第３号又は第４号の規定により、あらかじめ委員会に諮問するものとする。

３　任命権者は、前項の規定による諮問に対する答申を踏まえ、求職活動の承認又は不承認を決定したときは、その結果を当該管理監督者等又は管理監督者等であった者に通知するものとする。

（委員会の運営等）

第８条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

４　委員長は、条例第７条第３項各号に掲げる事項を審議するに際し、やむを得ない事情により委員会を招集する暇がないと認めるときは、書面その他の方法により議事を行うことができる。この場合において、委員の過半数から書面その他の方法により意見の表明がなされたときは、委員会が開催されたものとみなす。

５　委員会の庶務は、政策経営部人事課において処理する。

６　前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（任命権者の報告）

第９条　任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条に掲げる職員（中等教育学校に勤務する者を除く。）にあっては、千代田区教育委員会。以下同じ。）は、条例第３条に基づき任命権者に出された届出について、毎年５月末までに、その状況を千代田区長（以下「区長」という。）に報告しなければならない。

（報告事項）

第10条　前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、条例第６条に規定する特別区人事委員会規則で定める事項とする。

（再就職状況の公表）

第11条　区長は、前２条に定めるところにより任命権者から報告を受けたときは、毎年７月末までに、当該報告をとりまとめ、その概要を公表しなければならない。

２　前項の公表は、公表する年の前年の４月２日からその公表する年の４月１日までに再就職した者について行うこととする。

（公表事項）

第12条　前条の規定により区長が公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）　離職時の職

（２）　離職日

（３）　再就職日

（４）　再就職先の名称

（５）　再就職先における地位

（公表方法）

第13条　公表の方法は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

（補助執行）

第14条　任命権者（区長を除く。）は、次に掲げる事項を除き、退職管理に関する事務を区長の補助機関である職員に補助執行させることができる。

（１）　条例第３条第２項第２号に規定する再就職のあっせん等の承認又は不承認の決定

（２）　条例第４条第２項第１号及び条例第５条第２項第１号に規定する求職活動の承認又は不承認の決定

（委任）

第15条　この規則に定めるもののほか、この規則に規定する再就職意向届出書等の様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、政策経営部行政管理担当部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第４条第２項の規定にかかわらず、平成28年度に実施する再就職状況の公表は、平成26年４月１日から平成28年４月１日までの間に再就職した者について行うこととする。

附　則（平成30年８月31日千代田区規則第38号）

（施行期日）

この規則は、平成30年９月１日から施行する。

（４）職員の退職管理に関する規則（平成28年特別区人事委員会規則第９号）

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の２及び第60条第４号から第７号まで並びに各特別区における職員の退職管理に関する条例（以下「退職管理条例」という。）第３条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第２条　法第38条の２第１項の離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前５年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第３条　法第38条の２第１項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の２第１項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の２第１項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第４条　法第38条の２第２項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

（１）　国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人及び同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

（２）　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する中期目標管理法人及び同条第３項に規定する国立研究開発法人

（退職手当通算予定職員）

第５条　法第38条の２第３項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に各特別区における職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第６条　法第38条の２第４項の地方自治法第158条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の際現に各特別区の教育委員会に在職する改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第１項の教育長とする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第７条　法第38条の２第４項の地方自治法第158条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の５年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第８条　法第38条の２第５項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第９条　法第38条の２第６項第１号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる法人が行う業務とする。

（１）　地方独立行政法人が行う業務

（２）　第４条各号に掲げる法人が行う業務

（３）　各特別区における公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第２条第１項各号に掲げる法人（再就職者が在職していた特別区に係る法人に限る。）が行う業務

（４）　港区に在職していた再就職者にあっては、公益社団法人港区シルバー人材センターが行う業務

（５）　荒川区に在職していた再就職者にあっては、公益社団法人荒川区シルバー人材センターが行う業務

（６）　板橋区に在職していた再就職者にあっては、公益社団法人板橋区シルバー人材センターが行う業務及び社会福祉法人板橋区社会福祉協議会が行う業務

（７）　練馬区に在職していた再就職者にあっては、公益社団法人練馬区シルバー人材センターが行う業務

（８）　葛飾区に在職していた再就職者にあっては、公益社団法人葛飾区シルバー人材センターが行う業務及び社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会が行う業務

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条　法第38条の２第６項第２号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条　法第38条の２第６項第６号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第12条　法第38条の２第６項第６号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、別記様式第１に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者（各特別区の

市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）にあっては、当該特別区の教育委員会）に提出しなければならない。

（１）　氏名

（２）　生年月日

（３）　離職時の職

（４）　再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

（５）　再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

（６）　離職前５年間（再就職者が法第38条の２第４項に規定する職（同条第８項の規定に基づく条例が定められているときは、同項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものを含む。）に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容

（７）　当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容

（８）　当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の２第６項第６号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の２第１項に規定する契約等事務をいう。）

（９）　当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の２第６項第６号の要求又は依頼の内容

(10)　その他参考となるべき事項

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第13条　法第38条の２第７項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、別記様式第２に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

（１）　氏名

（２）　生年月日

（３）　職

（４）　依頼等をした再就職者の氏名

（５）　前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

（６）　依頼等が行われた日時

（７）　依頼等の内容

（部長又は課長に相当する職）

第14条　法第38条の２第８項の国家行政組織法第21条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

（１）　各特別区における職員の職名に関する規則（以下「職名規則」という。）に定める統括参事、参事、専門参事、副参事及び専門副参事の職層にある者をもってあてる職（統括参事及び参事にあっては、地方自治法第158条第１項に規定する地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長を除く。）

（２）　各特別区が設置した学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校の校長、副校長、園長及び副園長

（３）　千代田区立こども園の園長及び副園長（主事の職層にある者を除く。）

（４）　杉並区立子供園の園長及び副園長

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第15条　法第38条の２第８項の国家行政組織法第21条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の５年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条　法第60条第４号の離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第２条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第17条　法第60条第５号の地方自治法第158条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第６条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第18条　法60条第５号の地方自治法第158条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第７条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第19条　法第60条第６号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第８条に定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第20条　法第60条第７号の国家行政組織法第21条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第21条　法第60条第７号の国家行政組織法第21条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第22条　退職管理条例第３条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

（１）　職名規則に定める統括参事、参事、専門参事、副参事及び専門副参事の職層にある者

（２）　各特別区が設置した学校教育法第１条に規定する学校の校長、副校長、園長及び副園長

（３）　千代田区立こども園の園長及び副園長（主事の職層にある者を除く。）

（４）　杉並区立子供園の園長及び副園長

（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第23条　退職管理条例第３条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１）　任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

（２）　法第22条の４第１項の規定により職員として採用された場合

（３）　営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、当該団体の地位に就いた日から起算して１年間につき、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第３項第１号に規定する給与所

得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16の２第１項第１号イに掲げる場合（令和９年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合

（任命権者への再就職の届出）

第24条　退職管理条例第３条の規定による届出をしようとする者は、別記様式第３に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（各特別区の県費負担教職員にあっては、当該特別区の教育委員会）に届出をしなければならない。

２　退職管理条例第３条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　氏名

（２）　生年月日

（３）　離職時の職

（４）　離職日

（５）　再就職日

（６）　再就職先の名称

（７）　再就職先の業務内容

（８）　再就職先における地位

（この規則で引用している条例等及び引用条項の読替）

第25条　この規則で引用している退職管理条例、職員の退職手当に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び職名規則とは、別表第１に掲げるものとする。

２　別表第２の区名欄に掲げる区においては、同表規則条項欄に掲げるこの規則の条項中、同表読み替えられる字句欄に掲げる字句がある場合には、それぞれ同表読み替える字句欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日特人委規則第17号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月22日特人委規則第２号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月27日特人委規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月23日特人委規則第７号）

この規則は、平成30年９月１日から施行する。

附　則（平成31年３月７日特人委規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年６月９日特人委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年６月８日特人委規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年６月７日特人委規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月23日特人委規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定による採用は、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第23条第２号に規定する法第22条の４第１項の規定に基づく採用とみなす。

附　則（令和７年11月17日特人委規則第15号）

この規則は、令和７年12月１日から施行する。

附　則（令和７年12月19日特人委規則第19号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則の規定は、令和７年12月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第23条第３号の規定は、適用日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合について適用し、適用日前に営利企業以外の法人

その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。

別表第１（第25条関係）

区名	条例
千代田区	職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第６号）
	職員の退職手当に関する条例（昭和33年条例第１号）
	公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第64号）
	職員の職名に関する規則（昭和46年規則第18号）

別表第２（第25条関係）

規則条項	区名	読み替えられる字句	読み替える字句
第１条 第22条 第23条 第24条	千代田区	退職管理条例第３条	退職管理条例第６条

職員の再就職等に関するガイドライン

～千代田区の退職管理制度について～
令和８年５月改訂版

令和８年５月発行
編集・発行　　千代田区政策経営部人事課
内　　線　　2241・2242
外 線 直 通　　03-5211-4149